CASBEE®静岡

静岡県建築物環境配慮制度

建築物環境配慮計画書
作成マニュアル

【2016年版】

令和3年1月

静岡県

はじめに

地球温暖化問題は、世界規模で推し進めていかなくてはならない最も重要な環境問題の一つです。その中でも、増えつづけている民生部門のエネルギー消費抑制が大きな課題となっています。こうした中、平成29年度には一定規模以上の建築物については省エネ基準への適合が義務化されるなど、建築物における環境配慮がより一層求められています。

我が国では、民生部門の負荷抑制という命題の下、建築物に関する総合的な環境性能評価手法として開発された「建築環境総合性能評価システム（CASBEE＝Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」の普及を図ることで、建築物の更なる省エネルギー性能の向上を目指しています。建築物の耐震性や信頼性、快適性を総合的に評価できるCASBEEは国の重要施策としても位置づけられており、平成26年3月現在、全国24の地方自治体においてCASBEEを用いた届出制度が導入されるに至っています。

静岡県では、環境配慮施策を促進する必要があることから、「静岡県地球温暖化防止条例」を制定し、建築物に係る対策として、「静岡県建築物環境配慮制度」を導入し、新築や増改築の機会を捉えて、環境性能に優れた建築物の普及を図っています。

この制度は、CASBEEを基とした「CASBEE静岡」を評価ツールとして、建築物の新築等をしようとする建築主に、建築物の省エネルギー、省資源・リサイクルなどの総合的な環境配慮の取組を促すとともに、環境配慮の取組内容の提出を求め、その概要を公表する制度であり、建築主の自主的な取組を促すことを目的としています。

平成28年の省エネルギー基準の改正に合わせ、「CASBEE静岡」の基となるCASBEEの評価基準が改定され、CASBEE－建築（新築）2016年版が発行されました。このことを受け、この度、「CASBEE静岡」の改正を行いました。

本マニュアルは、建築主、設計者などの方々に制度の趣旨及び仕組みを理解していただくために分かりやすく解説したもので、皆様の積極的な環境配慮の取組を支援するために作成したものです。

制度の実施にあたり、本マニュアルが有効に活用され、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の理念の下、「「県民幸福度」の最大化」の実現に向け、環境配慮の取組が広く普及していくことを期待します。

平成28年
静岡県

目　　次

第1章　静岡県建築物環境配慮制度について 1-1
1 制度の目的 1-1
2 環境配慮の取組の評価基準 1-1
3 CASBEE静岡の構成 1-3
4 静岡県における建築物環境配慮の重点項目（静岡の重点項目） 1-4
5 環境配慮の範囲 1-4
6 建築物環境配慮計画書の提出が必要な建築物 1-5
7 建築物環境配慮計画書の届出の手続きとフロー図 1-5
8 提出資料チェックリスト 1-8
9 建築物環境配慮計画書の公表 1-11
10 指導・助言 1-11
11 勧告・公表 1-11
12 根拠法令等 1-11
13 各種届出様式及び注意事項 1-12
14 くらし・環境部環境配慮建築物表彰制度 1-16
第2章　建築物環境配慮計画書の作成方法等について 2-1
1 CASBEE静岡の概要 2-1
2 CASBEE静岡による建築物環境配慮計画書の作成方法 2-2
2．1 届出建築物の環境性能評価 2-2
2．2 静岡の重点項目の取組概要 2-11
3 CASBEE静岡の独自項目と留意事項 2-17
4．参考資料 2-27
第3章　根拠法令等 3-2
1 静岡県地球温暖化防止条例・同施行規則 抜粋 3-2
2 建築物環境配慮指針 3-7
3 くらし・環境部環境配慮建築物表彰実施要領 3-13

第1章　静岡県建築物環境配慮制度について

第1章　静岡県建築物環境配慮制度について

地球温暖化を含めた環境問題は、社会的な課題として各分野において様々な取組が積極的に講じられております。

建築物は、誰もが生活するうえで必要とする身近なものであり、エネルギー消費分野において、その住宅・建築物を含む民生分野は、わが国のエネルギー消費量の約4分の1を占めていることから、これからの地球温暖化対策を含めた環境問題への対応に重要な役割を担っていることは言うまでもありません。

環境問題への取組にあたっては、持続可能な社会の実現というキーワードが存在します。建築分野においては、資源及びエネルギーを大量に消費している現実から、建築物自体の性能、効率すなわち環境性能を向上させ、持続可能性の高いものに誘引していかなければなりません。

そこで、建築物における環境効率を総合的に評価して指標として格付けし、その結果について、様々な広報媒体を活用して公表することで、建築物自体または住環境の品質や環境性能について県民が知り得る情報となり、企業のCSRにおける活用や不動産取引のラベリングとして、環境性能に優れた建築物普及へのインセンティブに寄与するとともに、環境配慮型建築物が社会で認識され環境対策に貢献するものと考えられます。

このような状況を踏まえ、環境にやさしい持続可能な建築物の普及を目指して、建築物の性能評価を社会に定着させるために静岡県建築物環境配慮制度を確立するものです。

1　制度の目的

静岡県建築物環境配慮制度は、環境問題に対する建築主の責務を明らかにするとともに、評価の公表などにより市場メカニズムを刺激して環境性に優れた建築物の推進を図ることを目的とします。

2　環境配慮の取組の評価基準

建築物の環境配慮では、多岐にわたる項目について総合的に評価する必要があること、また、県民にわかりやすく環境配慮の取組に関する情報を提供する必要があることを考慮し、次に述べる「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」を評価手法に採用します。

建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）は、諸外国での建築物環境性能総合評価の普及を背景に、平成15年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムです。

<CASBEE とは>

「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建物を環境性能で評価し、格付けする手法です。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価します。CASBEEによる評価では、「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「Bーランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階の格付けが与えられます。

CASBEEでは、建築物敷地境界等による仮想境界で区分された内外二つの空間を想定し、境界内部の建築物の環境能に係る要素（Q：Quality）、境界を越えて外部に与える環境負荷に係る要素（L：Load）のそれぞれの環境配慮項目について取組を評価します。これらを統合し、次式で示される建築物の環境効率（BEE：Built Environment Efficiency）という数値を用いて、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムとなっています。

BEE=Q／L

建築物の環境効率BEEは、環境の品質（Q）を向上した場合、また外部への環境負荷（L）を低減した場合ほど高くなります。

<CASBEEのイメージ>

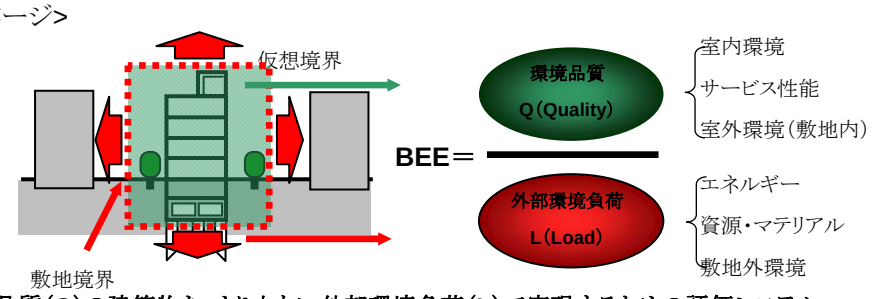

より良い環境品質（Q）の建築物を、より少ない外部環境負荷（L）で実現するための評価システム

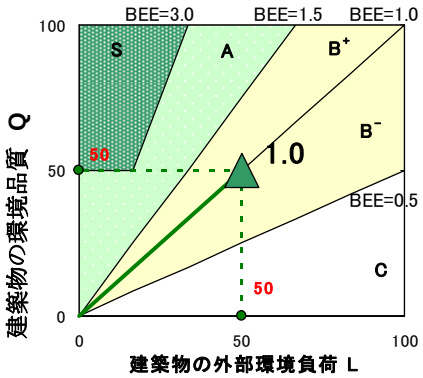

建築物の環境負荷　L

<BEEによるランク付け>

ランク	評価		BEE値ほか	ランク表示
S	Excellent	素晴らしい	BEE=3.0以上、Q=50以上	★★★★★
A	Very Good	大変良い	BEE=1.5以上3.0未満	★★★★
B^+	Good	良い	BEE=1.0以上1.5未満	★★★
B^-	Fairly Poor	やや劣る	BEE=0.5以上1.0未満	★★
C	Poor	劣る	BEE=0.5未満	★

3　CASBEE静岡の構成

建築環境総合性能評価システム（CASBEE）はいくつかのツール群で構成されますが、このうち、「CASBEE-建築（新築）」を基本として、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取組をふまえて、評価基準を一部アレンジしたり、取組状況を分かりやすく公表するため県独自のフォーマットを追加したシステムが「CASBEE静岡」です。この枠組みで環境配慮の取組を自己評価していただくとともに、「建築物環境配慮計画書」を作成し提出していただきます。

「CASBEE静岡」評価システムによる環境配慮計画の作成は、「CASBEE-建築（新築）」と、静岡県の重点項目（次節参照）への取組状況を県民にわかりやすく表示するための「CASBEE静岡　重点項目公表用ソフト」を使用します。「CASBEE静岡」による建築物環境配慮計画書の作成方法等の解説は第2章を参照してください。

<「CASBEE静岡」評価システムの全体像>

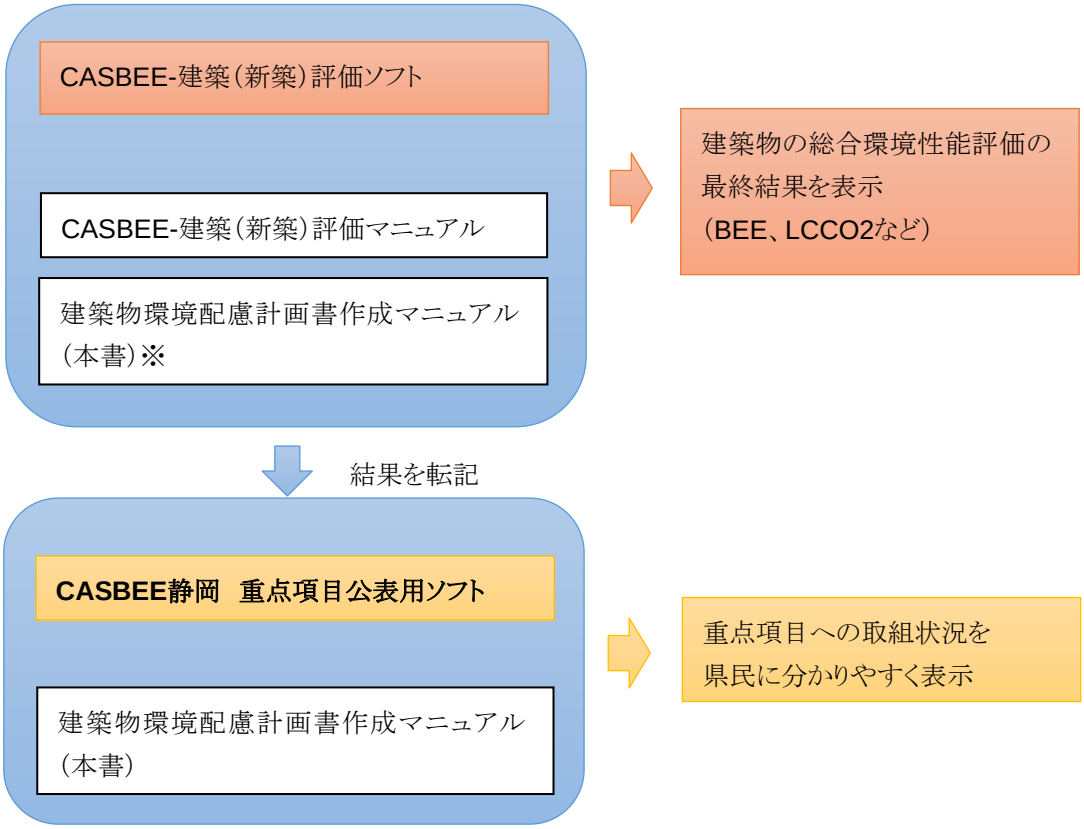

※全国版の「CASBEE-建築（新築）」から静岡県の地域性を反映して変更を行った一部の評価項目について、解説されています。

4 静岡県における建築物環境配慮の重点項目（静岡の重点項目）

CASBEE静岡には、建築物の環境性能を総合的に評価するため、多数の環境配慮項目がありますが、静岡県の地域性等を踏まえ、建築主に建築に際して特に取組を推進していただく4つの重点項目を設けています。

■“ふじのくに地球温暖化対策実行計画”の推進（**G**lobal Warming）

県では、2011年3月に策定した「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民・事業者・行政等が一体となって地球温暖化対策を推進してきましたが、東日本大震災以降の我が国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況の変化、新たに示された地球温暖化に関する知見を踏まえ、県では、「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の大幅な見直しを行いました。目標値「県内の温室効果ガス排出量を令和3年度に平成17年度比21％削減」の達成を目指します。

■“災害に強いしずおか”の形成（**D**isaster）

静岡県では、予想される東海地震に備え、静岡県構造設計指針を策定し、構造設計時における地域係数や用途係数の割増指導をすることで県内建築物のより一層の耐震性向上を推進しております。さらに、耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画を設け、多数の人が利用する施設の耐震化率の向上に努めるなど、安心・安全日本一を目指し、災害に強い地域づくりに取り組んでいます。

■“しずおかユニバーサルデザイン”の推進（**U**niversal Design）

静岡県では、ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方に位置づけ、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方を静岡県型に整理し、すべての人が暮らしやすいように“しずおかユニバーサルデザイン”として推進しています。

■ “緑化及び自然景観”の保全・回復（**N**ature）

“ふじのくに地球温暖化対策実行計画”では、樹木等の緑が身近な二酸化炭素の吸収源であることからその推進を図っております。建築物において室外環境（敷地内）のうち、緑化に関連付けられた項目を活用し、二酸化炭素の吸収源を確保するとともに、敷地内の生態系及び自然景観の保護に努め、暮らしに潤いのある緑化空間の創出に関する取組を推進します。

5 環境配慮の範囲

建築物による環境への負荷を低減するという観点から、建築物が、敷地外に対して及ぼす大気汚染や騒音発生、エネルギー・資源消費、廃棄物発生などの環境影響を低減（環境負荷低減）する取組もあわせて進めていきます。

また、建築物を使用する者にとって重要な室内環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさや耐久性など、建築物の品質（環境品質）についての取組もあわせて進めていきます。

6 建築物環境配慮計画書の提出が必要な建築物

建築物環境配慮計画書の提出が必要となる建築物については、以下のとおりとします。

(1) 床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)の合計が2,000m^{2}以上の建築物を建築しようとするときは、提出の義務が生じます。

(2) (1)以外の建築物については、提出の義務はありませんが、任意に提出することができます。

なお同一区域内に複数の建築物がある場合は、棟毎に提出が必要な建築物に該当するかを判断します。

注)複合建築物(一つの建物に住宅と非住宅が存在している建物)や複数用途建築物(非住宅用途の建物で、複数の用途区分が存在している場合)については、第2章を参照してください。

<増築の場合の注意>

原則、以下のとおり取り扱うこととします。

1) 増築部分が明確に区分できる場合(増築部分を渡り廊下で繋ぐ場合など)には、増築部分のみで評価を行います。

2) 増築部分が明確に区分できない場合(連続して増床する場合など)には、既存部分を含め建物全体で評価を行います。

7 建築物環境配慮計画書の届出の手続きとフロー図

建築物環境配慮計画書の提出が必要となる建築物を建築(新築、増築、改築等、以下「新築等」といいます。)しようとする方(以下「特定建築主」といいます。)は「建築物環境配慮計画書」を作成し、工事着手予定日の21日前までに知事(建設地が特定行政庁の場合は当該市長)に提出していただきます。

また、建築物環境配慮計画書の提出が必要とならない建築物についても同様に、任意で提出することができます(前節6(2)による特定建築主以外の建築主による任意提出)。

(1)建築物環境配慮計画書の提出

建築物環境配慮計画書は、「建築物環境配慮計画書」(様式第1号、P1-12参照)に表1-1の2～12に掲げる図書を添えて、正本・副本(計2部)を提出してください。なお、建築物環境配慮計画書の記載方法等については、なるべく事前に御相談の上、提出をお願いします。

(2)建築物環境配慮計画書(変更・取下げ)の提出

建築物環境配慮計画書に記載されている事項を変更・取下げする場合も、同上の「建築物環境配慮計画書」(様式第1号、P1-12参照)により正本・副本(計2部)を提出してください。

変更届を提出する場合の添付図書は、表1-1のうち変更に係る図書および電子データです。
提出時期は次のとおりとします。

① 変更に係る工事着手の予定日の15日前まで。

・ 建築物の概要
・ スコアシートに関する事項(CASBEE静岡の評価結果)を変更する場合

② 変更後速やかに。

・ 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
・ 当該建築物の名称及び所在地 を変更する場合

工事を取りやめた場合についても、同じく「建築物環境配慮計画書」(様式第1号)、P1-12参照)の備考欄等にその旨を記入の上、速やかに提出してください。

(3)工事完了の届出

建築物環境配慮計画書を提出した建築物の新築等に係わる工事が完了した場合※においては、「建築物工事完了届出書」(様式第2号、P1-14参照)により、速やかにその旨を届け出てください(1部)。

また、建築物工事完了届出書を提出する場合、建物完成写真(A4用紙に外観が分かる写真を2枚程度貼り付けたもの)も併せて提出してください。

※ 工事完了の日とは、建築基準法上の完了検査の検査済証の交付日です。

建築物環境配慮計画書の手続きの流れ(フロー図)を以下に示します。

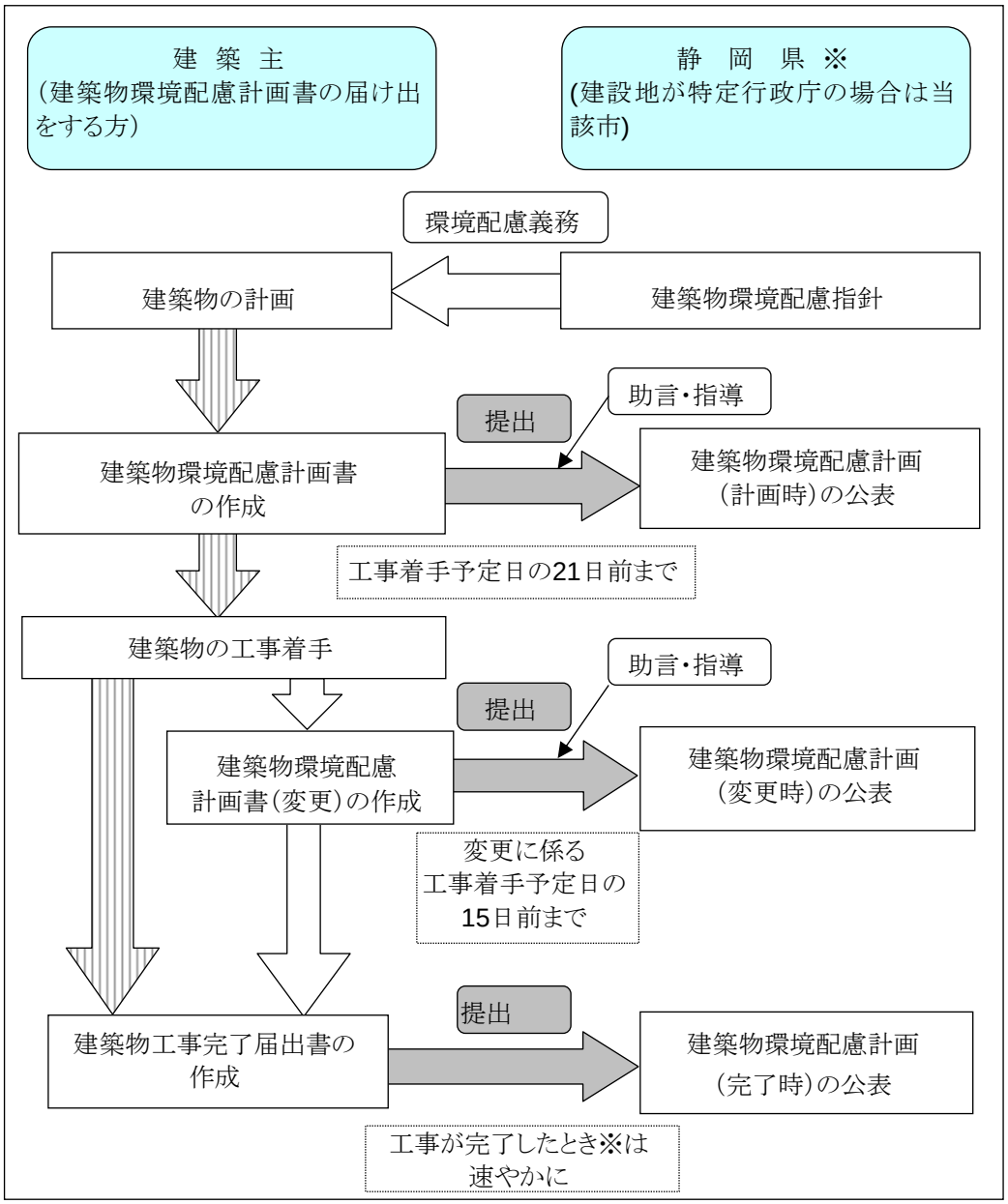

※工事完了の日とは、建築基準法上の完了検査の検査済証の交付日とします。
※静岡県に提出の場合、建設する各市町の担当窓口に提出してください。(受付窓口及び所管行政庁については本書第2章4.参考資料を参照)

8 提出資料チェックリスト

建築物環境配慮計画書の届出にあたっては、以下を参考に書類をそろえて提出してください。

表 1-1 建築物環境配慮計画書及び添付図書チェックリスト(正副2部)

	計画書及び添付図書等	レ	備　考
1	建築物環境配慮計画書	□	様式第1号 日付と押印を確認してください。
2	委任状	□	特定建築主等に代わって、設計者等が届出を行う場合
3	CASBEE-建築(新築)評価結果 ①CASBEE-建築(新築)評価ソフト ②貼り付け画像 (外観パース JPEG形式等)	□	CASBEE-建築(新築)ソフトにより、建築物環境配慮計画書を作成してください。 作成方法の解説は、第2章を参照してください。 ・各シートを印刷したものを添付してください。 ・CD－R等の電子データにより提出してください。
4	重点項目の取組概要 ・CASBEE静岡 重点項目公表用ソフト	□	CASBEE静岡 重点項目公表用ソフトにより、建築物環境配慮計画書を作成してください。 作成方法の解説は、第2章を参照してください。 ・各シートを印刷したものを添付してください。 ・CD－R等の電子データにより提出してください。
5	付近見取図	□	案内図
6	配置図	□	緑化計画や環境配慮の内容がわかるもの
7	面積表	□	ホテル、病院の場合は、 住居・宿泊部分の比率が分かる計算表も添付
8	各階平面図	□	環境配慮の内容がわかるもの
9	立面図	□	環境配慮の内容がわかるもの
10	断面図	□	環境配慮の内容がわかるもの
11	省エネ計画書の写し	□	・建築物省エネ法の計画書・届出書で外皮性能や一次エネルギー消費量などが確認できる部分の写し
12	その他	□	CASBEE静岡の重点項目及びレベル3を超える採点をした項目については、資料を求める場合があります。 ＜根拠資料の例＞ ・評価にあたって計算が必要な採点項目の計算表※ ・仕上げ表 ・特記仕様書 ・住宅性能表示を取得した場合は評価書の写し ・各種事前協議の届出の写し ・大気汚染、騒音及び水質汚濁に関して特定施設等

			の設置を行う場合、届出書の写し（添付書類除く）

表 1-2 建築物環境配慮計画書及び添付図書チェックリスト（正1部）

1	建築物工事完了届出書	□	様式第2号 ・建物完成写真（A4用紙に外観が分かる写真を2枚程度貼り付けたもの）を併せて提出してください。

※ **計算根拠等が必要な項目の例**（その他の項目についても、根拠資料を求める場合があります。）

【昼光率】

昼光率（CASBEE-建築（新築）評価マニュアル Q-1／3.1.1参照）が確認できる計算書を提出してください。

【空間の形状・自由さ】

壁長さ比率（CASBEE-建築（新築）評価マニュアル Q-2／3.1.2参照）が確認できる計算書を提出してください。

【耐震性】

構造計算概要書等、耐震性能（地域係数 Zs＝1.2、用途係数 I＝1.25）が確認できる計算書を提出してください。

【緑化関係】

以下の項目のポイントを取る場合は、計画内容が確認できる図面（緑化計画図、配置図、立面図等）に計算が確認できるよう寸法・面積等を記載して提出してください。

Q3-1 生物環境の保全と創出
Ⅲ1)外構緑化指数 2)建物緑化指数

Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上
Ⅰ2)空地率 Ⅱ1)水平投影面積率
Ⅲ1)緑被率、水被率、水平投影面積率 2)舗装面積率
Ⅳ1)屋上緑化面積 2)外壁面対策面積率

LR3-2.2 温熱環境悪化の改善
Ⅱ2)②見付面積比 ③隣棟間隔指標 3)①地表面対策面積率 4)①屋根面対策面積率 ②外壁面対策面積率

【太陽光発電・太陽熱給湯】

太陽光発電等を導入する場合は、計画内容が確認できる資料（平面図・設置状況が確認できる仕様書・系統図・発電量シミュレーション結果 等）を提出してください。

【光害】
光害対策ガイドライン「良い照明環境を得るためのチェックリスト」「広告物照明における配慮事項」（CASBEE-建築（新築）評価マニュアル LR-3／3.3.1）による評価結果を提出してください。
なお、本書「第2章4. 参考資料（4）光害対策ガイドライン」にあるチェックリストをコピーして使用できます。

9　建築物環境配慮計画書の公表

建築物環境配慮計画書の概要は、静岡県及び各特定行政庁のホームページ又は担当窓口にて公表します。

公表する内容は次のとおりです。

(1)建築物の名称及び所在地

(2)建築物の概要

(3)建築物に係る環境負荷低減措置に関する事項等

CASBEE静岡の

①評価結果表示シート

②重点項目の取組概要シート

(4)特定建築主等の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(5)設計者の氏名、建築士事務所名

※(4)及び(5)については、届出者の希望により、公表しない場合もありますので御相談下さい。

10　指導・助言

届出の内容について確認させていただく為にヒアリング等を行い、根拠となる図書等の提出をお願いする場合があります。

建築物環境配慮計画書の提出が必要となる建築物における環境負荷の低減等を図るための措置が著しく不十分であると認める場合は、特定建築主に対してその改善を求める指導・助言を行う場合があります。

特に、静岡県の重点項目である次の項目についての配慮が不十分である場合は、特定建築主に対してその改善を求める指導・助言を行う場合があります。

《静岡県の重点項目》　■“ふじのくに地球温暖化対策実行計画”の推進
■“災害に強いしずおか”の形成
■“しずおかユニバーサルデザイン”の推進
■“緑化及び自然景観”の保全・回復

11　勧告・公表

正当な理由なく建築物環境配慮計画書等の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することがあります。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することがあります。

12　根拠法令等

・静岡県地球温暖化防止条例・同規則

・建築物環境配慮指針

※建築基準法及びこれに基づく条例等その他この届出に関連する内容の条例等により設けられている水準以上の措置を義務付けるものではありません。

※建築基準法に基づく確認申請の建築基準関係規定ではありません。

13 各種届出様式及び注意事項

様式第１号

建築物環境配慮計画書

年　月　日

静岡県知事
又　は 氏　名 様
市 町 長

「静岡県知事　○○　○○様」
又は
「○○市(町)長　○○　○○様」

住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

第１項
静岡県地球温暖化防止条例第24条 第２項 の規定により、次のとおり提出します。
第３項

特定建築主が計画書を提出する場合は「第１項」、
特定建築主以外の建築主が計画書を提出する場合は「第２項」、
変更届・取下げ届を提出する場合は「第３項」に○をします。

特定建築主	フリガナ	
	氏名（名称及び代	
	住所（主たる事務所の所在地）	（電話番号　）
設計者	フリガナ	
	氏名	
	資格	（　）建築士　（　）登録　第　号
	建築士事務所名	（　）建築士事務所　（　）知事登録　第　号
	所在地	〒　（電話番号　）
建築物環境配慮計画書作成者	フリガナ	
	氏名	
	連絡先	〒　（電話番号　）

特定建築主欄に記入された氏名等及び設計者欄に記入された氏名、建築士事務所名は公表されます。

設計者欄、又は建築物環境配慮計画書作成者欄に、本届出に対する連絡窓口となっていただける方を記入してください。（委任状により委任された方）

「（株式会社○○設計 一級）建築士事務所（静岡県）知事登録　第○○○号」など

建築物の名称及び所在地	フリガナ	
	名　　称	
	所 在 地	〒
建築物の概要	工 事 種 別	□新築　□増築　□改築
	床面積の合計	提出該当部分 (㎡)　該当以外の部分 (㎡)
	用 途 区 分	□事務所　□学校　□物販店　□飲食店　□ホテル　□
	構　　造	
	高さ及び階数	
工事着手予定年月日		年　　月　　日
工事完了予定年月日		年　　月
建築物に係る環境配慮措置の内容		
建築物に係る環境配慮措置の評価		
確認申請書提出年月日又は計画通知年月日		年
受　付　番　号		第　　号
備　　考		
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄

建物名称は省エネルギー計画書と同じ記載としてください。

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

延床面積は省エネルギー計画書と同じ記載としてください。

CASBEE 静岡で評価する用途区分に「レ」マークを入れてください。複数用途がある建築物（複合建築物・複数用途建築物）の場合は、複数の用途区分にチェックしてください。

確認申請書の第三面【15. 工事着手予定年月日】と同じ日を記入します。

変更届の場合は、計画書からの変更箇所のみ記入します。

変更届・取下げ届の場合、着工前に届け出た建築物環境配慮計画書の受付番号（例；第 H27CASBEE 静岡*****号）を記入します。

取下げ届の場合、その旨を記入します。（例；○○（の理由）により、建築物環境配慮計画書を取下げます。）

※受付欄は記入しないでください。

※特記欄は記入しないでください。

（注）

1　※印のある欄は、記入しないこと。
2　該当する□にレ印を記入すること。
3　変更の場合にあっては、当該変更に係る事項についてのみ記入すること。
4　「受付番号」欄には、変更の場合に限り、当初の建築物環境配慮計画書の受付番号を記入すること。

様式第２号

建築物工事完了届出書

年　月　日

静岡県知事
又　は　氏　名　様
市　町　長

「静岡県知事　○○　○○様」
又は
「○○市(町)長　○○　○○様」

住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県地球温暖化防止条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築主	フリガナ	
	氏　名 (名称及び代表者の氏名)	
	住　所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号　　)
設計者	フリガナ	
	氏　名	
	資　格	(　　)建築士　　登録　第　　号
	建築士事務所名	(　　)建築士事務所　(　　)知事登録　第　　号
	所在地	〒 (電話番号　　)
建築物環境配慮計画書作成者	フリガナ	
	氏　名	
	連絡先	〒 (電話番号　　)

特定建築主欄に記入された氏名等及び設計者欄に記入された氏名、建築士事務所名は公表されます。

「（株式会社○○設計　一級）建築士事務所（静岡県）知事登録　第○○○号」など

設計者欄、又は建築物環境配慮計画書作成者欄に、本届出に対する連絡窓口となっていただける方を記入してください。（委任状により委任された方）

建築物の名称及び所在地	フリガナ	
	名　　称	
	所 在 地	〒
受　付　番　号	第　　号	
工事完了年月日	年　　月　　日	
備　　考		
※　受　付　欄	※　特　記　欄	

着工前に届け出た建築物環境配慮計画書の受付番号（例；第 H27CASBEE 静岡***号）を記入します。**

建築基準法上の工事完了検査の検査済証の交付日を記載します。

（注）

1　※印のある欄は、記入しないこと。

2　「受付番号」欄には、当初の建築物環境配慮計画書の受付番号を記入すること。

建物完成写真（A4 用紙に外観が分かる写真を２枚程度貼り付けたもの）も一緒に提出します。

14 くらし・環境部環境配慮建築物表彰制度

環境効率の優れた建築物の整備比率の向上を図り、ふじのくに地球温暖化対策実行計画における建築物の省エネルギー化を推進し温室効果ガスの排出抑制に資する建築物の整備を促進するため、建築物環境配慮計画書において、優秀な評価を得た建築物の建築主及び設計者を表彰するものです。詳しくは、第3章3節参照。

第2章　建築物環境配慮計画書の作成方法等について

第2章　建築物環境配慮計画書の作成方法等について

1　CASBEE静岡の概要

CASBEE静岡2016年版は、「CASBEE-建築（新築）2016年版」を基本に、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取組をふまえて、評価基準を一部アレンジしたり、静岡県の重点項目への取組状況を分かりやすく公表するため県独自のフォーマットを追加したものです。

届出対象となる建築物の建築物環境配慮計画書を作成して届出るためには、1）届出建築物の環境性能評価、2）評価結果に基づく「重点項目の取組概要シート」の作成、を行う必要があります。

<CASBEE静岡　評価システムによる建築物環境配慮計画書の作成フロー>

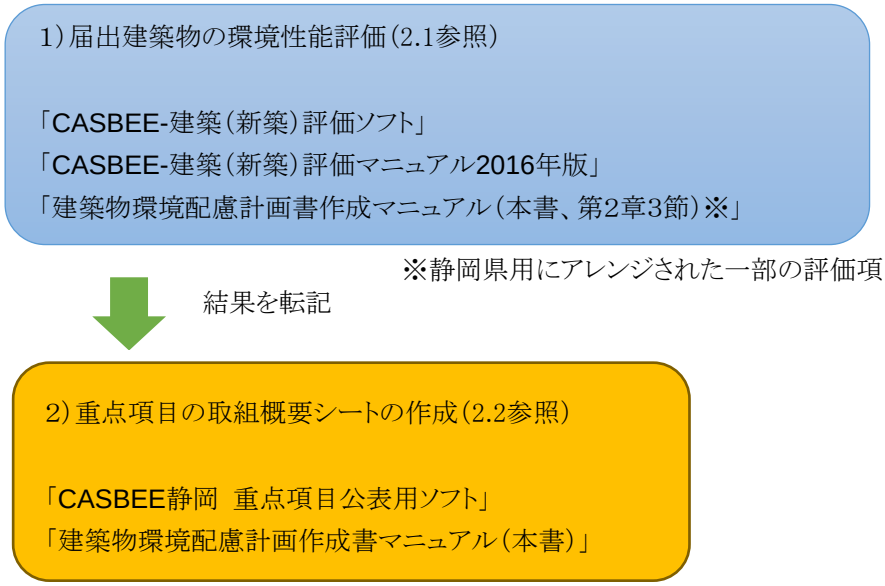

2 CASBEE静岡による建築物環境配慮計画書の作成方法
（CASBEE静岡評価システムによる評価）

2．1　届出建築物の環境性能評価
（1）必要なソフトおよびマニュアル

- 「CASBEE-建築（新築）評価ソフト」
  届出対象となる建築物の環境性能評価を行うためのソフトウェアです。
  一般財団法人建築環境・省エネルギー機構のホームページからダウンロードして使用します。
- 「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル2016年版」
  評価およびソフトの操作にあたっては、当マニュアルを参照します。

「CASBEE-建築（新築）」評価ソフトと評価マニュアルの入手方法
　CASBEE−建築（新築）評価ソフトおよび評価マニュアルは、
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構から発行されており、
インターネットの次のサイトから無償でダウンロードできます。
　http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_nc.htm#download

　なお、ダウンロードにはユーザー登録が必要になります。
また、当該財団より印刷物として販売されていますので、購入することもできます。

（2）CASBEE-建築（新築）による評価
　CASBEE-建築（新築）には建築物の環境性能に関して約80の評価項目があります。各評価項目について、レベル1～5の採点基準が設けられていますので、各基準に従って該当するレベルを選択していただきます。各レベルに評価項目ごとの重み係数を乗じて点数化し、建築物の環境品質に係る要素（Q）を分子に、外部への環境負荷に係る要素（L）を分母にして表される数値＝建築物の環境効率（BEE）により、建築物の総合環境性能を評価します。
　「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」に記載されている採点基準および評価にあたっての解説をよく理解の上、評価してください。ソフトを用いると、各評価項目に該当するレベルを選択すれば、以降は自動的に計算、表示されます**（レベル3を超える項目については、スコアシートに概要の記述が必要です）**。

<CASBEE-建築（新築）評価ソフト　入力上の注意>
1．メインシートへの入力
　メインシートの「①建物概要」および「②評価の実施」に記入した内容は評価結果表示シートの画面により公表されます。「②評価の実施」作成者欄には様式第1号）（P1-12参照）にて届け出た設計者の名前を記入します。確認日・確認者名は未入力のまま（行政使用欄）としてください。

2. 採点シートへの入力

「建築物環境配慮計画書作成マニュアル（本書）」第2章3節には、静岡県用にアレンジされた一部の評価項目について記載と解説がありますので、こちらも必ず参照したうえで、評価してください。特にCASBEE静岡の「独自項目」となっている評価項目は、「CASBEE-建築（新築）評価ソフト」に表示される採点基準とは異なる基準で評価することとなっていますので、十分注意してください。（本章3節参照）

また、（一財）建築環境・省エネルギー機構のホームページに「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」についてのQ&Aが掲載されていますので、そちらも参考に評価を行ってください。

3. 配慮シートへの入力

前述のとおり、CASBEE静岡では静岡県用に一部の評価項目がアレンジされています。評価結果表示シートでCASBEE静岡の評価結果であることを明示するため、配慮シートの「総合」欄にその旨を記入してください。また、重点項目における取組以外であっても、各評価分野に関連する配慮事項で公表したい取組内容については、「Q1　室内環境」以降の記入欄に入力することができます。記載内容は、評価結果シートに自動で表示されます。

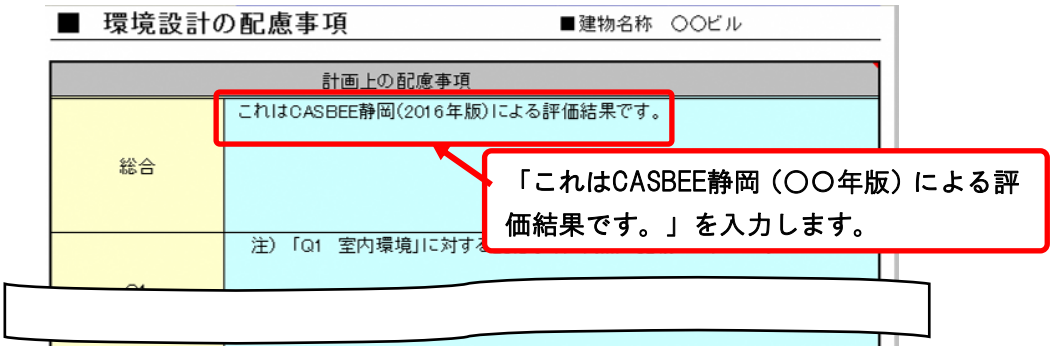

(3)CASBEE の用途区分について

次の表を参考に、CASBEE の用途区分に分けて評価を行ってください。複数用途がある建築物(複合建築物・複数用途建築物)の場合は、複数の用途区分それぞれの採点基準で評価します。

建物用途名	適用	適用外	含まれる用途	類する用途
事務所	事	事	事務所・庁舎・郵便局など	保健所・学習塾
学校	学	学	小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・各種学校など	幼稚園・保育園
物販店	物	物	百貨店・マーケットなど	理髪店・美容院などのサービス店舗
飲食店	飲	飲	飲食店・食堂・喫茶店など	
集会所	会	会	図書館・公会堂・集会場・博物館・ボーリング場・体育館・劇場・映画館など	寺院・ダンスホール・ぱちんこ店・その他の遊技場
病院	病	病	病院・老人ホーム・身体障害者福祉ホームなど	診療所
ホテル	ホ	ホ	ホテル・旅館など	
工場	工	工	工場・倉庫など	危険物取扱所・観覧場
住宅	住	住	集合住宅など	

注記

①1敷地内に、複数棟ある場合は、1棟ごとに建築物環境計画書の提出が必要な建築物に該当するかを判定し、1棟ごとに建築物環境配慮計画書を作成してください。「Q-3 室外環境(敷地外)」「LR-3 敷地外環境」の評価項目については、区域全体での評価を行うこととし、概要書にはその評価結果を記入してください。但し、区域が道路等によって複数に分かれる場合には、それぞれで評価を行ってください。

②病、ホ、住のQ-1及びQ-2の評価にあたっては、各建物の共用部(病院の外来待合い、ホテルのロビー、共同住宅のエントランス等)と、専用部分(病院の病室、ホテルの宿泊室、共同住宅の住戸)を評価します。専用部分については、<住居・宿泊部分>評価に基づいて評価を実施してください。

③工については、1 棟の延べ面積により建築物環境配慮計画書の提出が必要な建築物に該当するかを判定しますが、評価法については、生産エリアを除外し、主に居住エリア(執務スペース)が評価対象範囲となります。具体的には、Q-1室内環境とQ-2「1. 機能性」の評価では、執務スペース(事務所等部分)を評価の対象とし、生産エリアは評価対象外とします。また、省エネルギー基準で対象外となる工場の生産エリアにおけるエネルギー消費は、「LR-1エネルギー」の評価対象外です。

<建物用途別評価項目一覧>

建物用途別評価項目											
			建物用途								
			事務所	学校	物販店	飲食店	集会所	病院	ホテル	工場	小中高学校	集合住宅
Q　建築物の環境品質												
Q1　室内環境												
1 音環境												
1.1 騒音			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1.2 遮音												
	1	開口部遮音性能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	界壁遮音性能	●	●		●		●	●	●	●	●
	3	界床遮音性能(軽量衝撃源)		●				●	●		●	●
	4	界床遮音性能(重量衝撃源)		●				●	●		●	●
1.3 吸音			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 温熱環境												
2.1 室温制御												
	1	室温	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	外皮性能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	ゾーン別制御性	●		●	●	●	●	●	●		
2.2 湿度制御			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.3 空調方式			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 光・視環境												
3.1 昼光利用												
	1	昼光率	●	●				●	●	●	●	●
	2	方位別開口										●
	3	昼光利用設備	●	●	●	●		●	●	●	●	●
3.2 グレア対策												
	1	昼光制御	●	●				●	●	●	●	●
3.3 照度			●	●				●	●	●	●	●
3.4 照明制御			●	●	●			●	●	●	●	●
4 空気質環境												
4.1 発生源対策												
	1	化学汚染物質	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	アスベスト対策										
4.2 換気												
	1	換気量	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	自然換気性能	●	●				●	●	●	●	●
	3	取り入れ外気への配慮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4.3 運用管理												
	1	CO_2の監視	●	●	●	●	●			●	●	
	2	喫煙の制御	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Q2　サービス性能												
1 機能性												
1.1 機能性・使いやすさ												
	1	広さ・収納性	●					●	●	●		
	2	高度情報通信設備対応	●						●	●		●
	3	バリアフリー計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1.2 心理性・快適性												
	1	広さ感・景観	●	●	●	●		●	●	●	●	●
	2	リフレッシュスペース	●		●					●		
	3	内装計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1.3 維持管理												
	1	維持管理に配慮した設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	維持管理用機能の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	衛生管理業務										
2 耐用性・信頼性												
2.1 耐震・免震												
	1	耐震性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	免震・制振性能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.2 部品・部材の耐用年数												
	1	躯体材料の耐用年数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	外壁仕上げ材の補修必要間隔	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	主要内装仕上げ材の更新必要間隔	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	空調換気ダクトの更新必要間隔	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	空調・給排水配管の更新必要間隔	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	6	主要設備機器の更新必要間隔	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.3 適切な更新												
	1	屋上(屋根)・外壁仕上げ材の更新										
	2	配管・配線材の更新										
	3	主用設備機器の更新										
2.4 信頼性												
	1	空調・換気設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	給排水・衛生設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	電気設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	機械・配管支持方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	通信・情報設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

3 対応性・更新性												
3.1 空間のゆとり												
	1	階高のゆとり	●	●	●	●		●	●	●	●	●
	2	空間の形状・自由さ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3.2 荷重のゆとり			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3.3 設備の更新性												
	1	空調配管の更新性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	給排水管の更新性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	電気配線の更新性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	通信配線の更新性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	設備機器の更新性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	6	バックアップスペースの確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
Q3 室外環境（敷地内）												
1 生物環境の保全と創出			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 まちなみ・景観への配慮			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 地域性・アメニティへの配慮												
3.1 地域性への配慮、快適性の向上			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3.2 敷地内温熱環境の向上			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
LR 建築物の環境負荷低減性												
LR1 エネルギー												
1 建物外皮の熱負荷抑制			●	●	●	●	●	●	●		●	●
2 自然エネルギー利用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 設備システムの高効率化												
集合住宅以外の評価(3a,3b)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
集合住宅の評価(3c)												●
4 効率的運用												
集合住宅以外の評価												
	4.1	モニタリング	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4.2	運用管理体制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
集合住宅の評価												
	4.1	モニタリング										●
	4.2	運用管理体制										●
LR2 資源・マテリアル												
1 水資源保護												
1.1 節水			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1.2 雨水利用・雑排水等の利用												
	1	雨水利用システム導入の有無	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	雑排水等利用システム導入の有無	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 非再生性資源の使用量削減												
2.1 材料使用量の削減			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.2 既存建築躯体等の継続使用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.5 持続可能な森林から産出された木材			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.6 部材の再利用可能性向上への取組み			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 汚染物質含有材料の使用回避												
3.1 有害物質を含まない材料の使用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3.2 フロン・ハロンの回避												
	1	消火剤	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	発泡剤（断熱材等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	冷媒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
LR3 敷地外環境												
1 地球温暖化への配慮			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 地域環境への配慮												
2.1 大気汚染防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.2 温熱環境悪化の改善			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2.3 地域インフラへの負荷抑制												
	1	雨水排水負荷低減	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	汚水処理負荷抑制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	交通負荷抑制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	廃棄物処理負荷抑制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 周辺環境への配慮												
3.1 騒音・振動・悪臭の防止												
	1	騒音	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	振動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	悪臭	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制												
	1	風害の抑制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	砂塵の抑制									●	
	3	日照阻害の抑制	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3.3 光害の抑制												
	1	屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	昼光の建物外壁による反射光（グレア）への対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(4)複数用途がある建築物(複合建築物・複数用途建築物)の評価

イ 評価上の用途

・ CASBEE静岡の評価における用途区分は、省エネ計算の用途区分に準じてください。
・ 建物全体の延床面積の2割未満の用途については、主用途(他の用途区分)に含めて評価しても構いません。

【例1】工場＋事務所(2割未満)⇒「工場」として評価

工場	事務所 (2割未満)

【例2】共同住宅＋物販店(2割未満)＋ホテル(2割未満)⇒「共同住宅」として評価

共同住宅	物販店 (2割未満)	ホテル (2割未満)

ロ 「工場用途」と「その他用途」の複数用途がある建築物の評価方法

「その他用途」の割合	考え方
2割未満	・「その他用途」が無いものとして評価する。 ⇒ Q1(室内環境)～Q2-1(機能性)は、すべて「対象外」とする (Q1(室内環境)～Q2-1(機能性)について、「その他用途」部分を対象として評価しても構わない。)
2割以上	・Q1(室内環境)～Q2-1(機能性)については、「その他用途」部分を対象として評価する。 ・上記以外の評価項目については、建物全体で評価する。

(5)評価結果

「評価結果表示シート」では、Q(建築物の環境品質)とLR(建築物の環境負荷低減性)さらにBEE(建築物の環境効率)、$LCCO_2$排出率の結果がグラフと数値で表示されます。

「スコアシート」では、各評価項目のスコア(1～5点)を一覧で表示します。評価点は3点を基準とし、3点を超える得点を与える評価項目については、スコアシート中央の「環境配慮設計の概要記入欄」に、評価の根拠を具体的に記入することを必須とします。

なお、評価結果表示シートに外観パース等を表示する為に、外観パース等の電子データ(ファイル形式はJPEG とします。)の提供をお願いいたします。

(電子データ(JPEG 形式)がない場合は、L版のカラー写真でも結構です。)

<評価結果表示シート>　このシートは公表します。

【表示内容】

1　建物概要

2 CASBEEの評価結果

2-1 BEE(Q／L)の評価結果

2-2ライフサイクルCO_2(温暖化影響チャート)

2-3　レーダーチャート

2-4　バーチャート

・Qの評価結果

・LRの評価結果

3　設計上の配慮事項

各項目での配慮事項を表示します。

CASBEE静岡による評価に基づく結果であることを表示

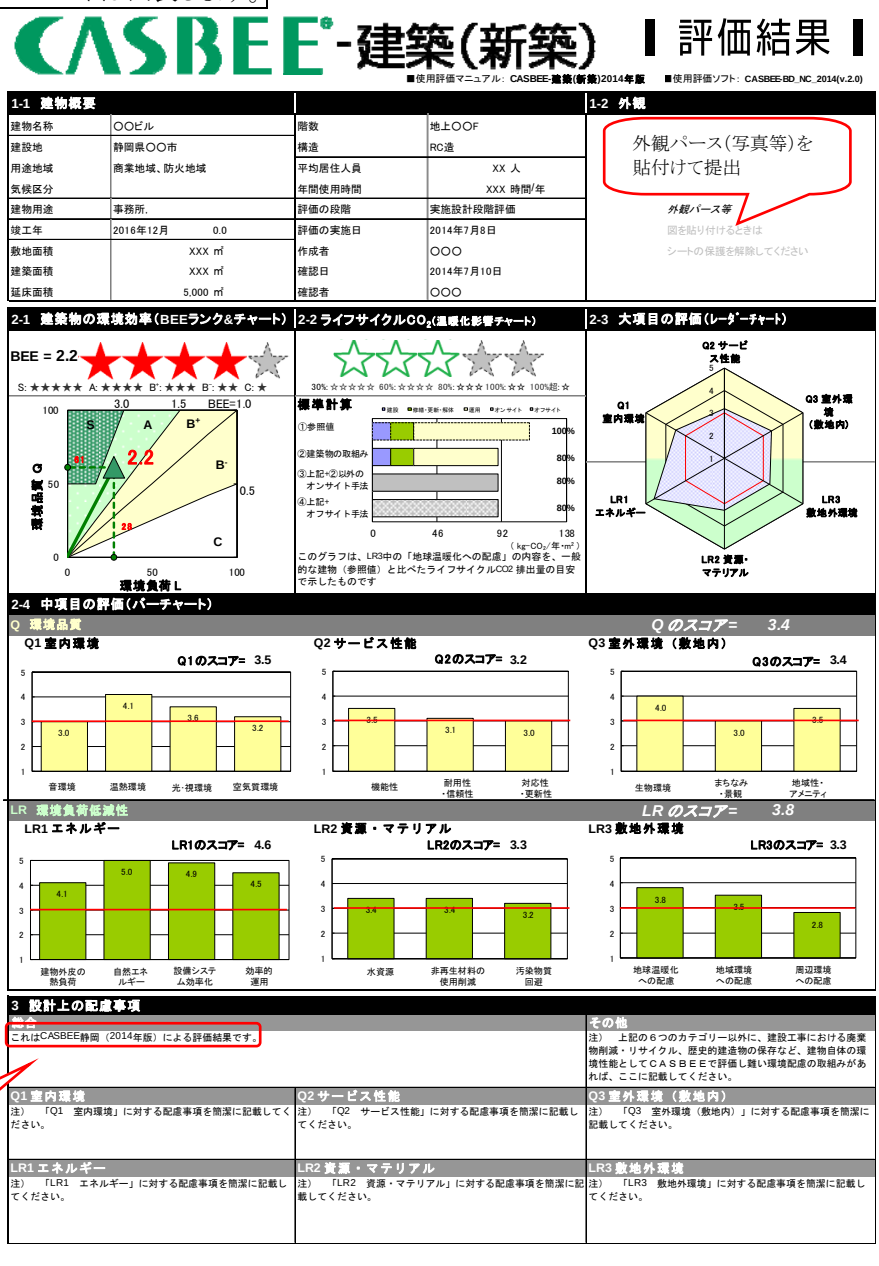

<スコアシート>

CASBEE-建築(新築)2016年版
○○ビル

■使用評価マニュアル CASBEE-建築(新築)2016年版
■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2016(v2.1)

欄に数値またはコメントを記入

スコアシート　実施設計段階

配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	建物全体・共用部分 評価点	建物全体・共用部分 重み係数	住居・宿泊部分 評価点	住居・宿泊部分 重み係数	全体
Q　建築物の環境品質						3.4
Q1　室内環境			0.40		-	3.5
1 音環境		3.0	0.15	-	-	3.0
1.1 騒音		3.0	0.40	-	-	
1.2 遮音		3.0	0.40	-	-	
1 開口部遮音性能		3.0	0.60	3.0	-	
2 界壁遮音性能		3.0	0.40	3.0	-	
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)		3.0	-	3.0	-	
4 界床遮音性能(重量衝撃源)		3.0	-	3.0	-	
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0	-	
2 温熱環境		4.1	0.35	-	-	4.1
2.1 室温制御		4.0	0.50	-	-	
1 室温	設定温度夏25℃冬22℃	5.0	0.30	3.0	-	
2 外皮性能	ダブルスキン	5.0	0.20	3.0	-	
3 ゾーン別制御性		3.0	0.30	-	-	
2.2 湿度制御		3.0	0.20	3.0	-	
2.3 空調方式	床吹き出し空調採用	5.0	0.30	3.0	-	
3 光・視環境		3.6	0.25	-	-	3.6
3.1 昼光利用		5.0	0.30	-	-	
1 昼光率	昼光率2.5%	5.0	0.60	3.0	-	
2 方位別開口		-	-	3.0	-	
3 昼光利用設備	ライトシェルフ	5.0	0.40	3.0	-	
3.2 グレア対策		3.0	0.30	-	-	
1 昼光制御		3.0	0.60	3.0	-	
3.3 照度						
3.4 照明制御						
4 空気質環境						3.2
4.1 発生源対策						
1 化学汚染物質						
2 アスベスト対策						
4.2 換気						
1 換気量						
2 自然換気性能						
3 取り入れ外気への配慮						
4.3 運用管理						
1 CO_2の監視	CO2監視装置					
2 喫煙の制御						
Q2　サービス性能		_	0.30	-	-	3.2
1 機能性		3.5	0.40	-	-	3.5
1.1 機能性・使いやすさ		3.6	0.40	-	-	
1 広さ・収納性		3.0	0.33	3.0	-	
2 高度情報通信設備対応	コンセント40VA/㎡以上	4.0	0.33	3.0	-	
3 バリアフリー計画	誘導基準	4.0	0.33	-	-	
1.2 心理性・快適性		4.0	0.30	-	-	
1 広さ感・景観		3.0	0.33	3.0	-	
2 リフレッシュスペース	リフレッシュスペース設置	5.0	0.33	-	-	
3 内装計画	モックアップ作成	4.0	0.33	-	-	
1.3 維持管理		3.0	0.30	-	-	
1 維持管理に配慮した設計		3.0	0.50	-	-	
2 維持管理用機能の確保		3.0	0.50	-	-	
3 衛生管理業務		-	-	-	-	
2 耐用性・信頼性		3.1	0.30	-	-	3.1
2.1 耐震・免震		3.2	0.50	-	-	
1 耐震性		3.0	0.80	-	-	
2 免震・制振性能	制振装置採用	4.0	0.20	-	-	
2.2 部品・部材の耐用年数		3.0	0.30	-	-	
1 躯体材料の耐用年数		3.0	0.20	-	-	
2 外壁仕上げ材の補修必要間隔		3.0	0.20	-	-	
3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔		3.0	0.10	-	-	
4 空調換気ダクトの更新必要間隔		3.0	0.10	-	-	
5 空調・給排水配管の更新必要間隔		3.0	0.20	-	-	
6 主要設備機器の更新必要間隔		3.0	0.20	-	-	
2.4 信頼性		3.0	0.20	-	-	
1 空調・換気設備		3.0	0.20	-	-	
2 給排水・衛生設備		3.0	0.20	-	-	
3 電気設備		3.0	0.20	-	-	
4 機械・配管支持方法		3.0	0.20	-	-	
5 通信・情報設備		3.0	0.20	-	-	

評価点が３点を超える項目は、「環境配慮設計の概要記入欄」が水色になります。水色の欄に、環境配慮の取組を具体的に記述してください。（全角30字以内で記入します。）

3 対応性・更新性		**3.0**	0.30	-	-	3.0
3.1 空間のゆとり		**3.0**	0.30	-	-	
1 階高のゆとり		3.0	0.60	3.0	-	
2 空間の形状・自由さ		3.0	0.40	3.0	-	
3.2 荷重のゆとり		**3.0**	0.30	**3.0**	-	
3.3 設備の更新性		**3.0**	0.40	-	-	
1 空調配管の更新性		3.0	0.20	-	-	
2 給排水管の更新性		3.0	0.20	-	-	
3 電気配線の更新性		3.0	0.10	-	-	
4 通信配線の更新性		3.0	0.10	-	-	
5 設備機器の更新性		3.0	0.20	-	-	
6 バックアップスペースの確保		3.0	0.20	-	-	
Q3 室外環境（敷地内）		_	**0.30**	-	-	3.4
1 生物環境の保全と創出	外構緑化指数50%以上を確保	**4.0**	0.30	-	-	4.0
2 まちなみ・景観への配慮		**3.0**	0.40	-	-	3.0
3 地域性・アメニティへの配慮		**3.5**	0.30	-	-	3.5
3.1 地域性への配慮、快適性の向上		**3.0**	0.50	-	-	
3.2 敷地内温熱環境の向上	敷地内緑化	**4.0**	0.50	-	-	
LR 建築物の環境負荷低減性		_	-	-	-	3.8
LR1 エネルギー		_	**0.40**	-	-	4.6
1 建物外皮の熱負荷抑制	BPI=0.89	**4.1**	0.20	-	-	4.1
2 自然エネルギー利用	利用量20MJ/㎡年、ライトシェルフ、自然通風	5.0	0.10	-	-	5.0
3 設備システムの高効率化	BEI 非住宅 0.72 住宅（専有部） ―	**4.9**	0.50	-	-	4.9
集合住宅以外の評価(3a,3b)	LED採用、高効率空調機	4.9	1.00	-	-	
集合住宅の評価(3c)		-	-	-	-	
4 効率的運用		**4.5**	0.20	-	-	4.5
集合住宅以外の評価		**4.5**	1.00	-	-	
4.1 モニタリング	BEMS採用	5.0	0.50	-	-	
4.2 運用管理体制	エネルギー分析の実施	4.0	0.50	-	-	
集合住宅の評価		-	-	-	-	
4.1 モニタリング		-	-	-	-	
4.2 運用管理体制		-	-	-	-	
LR2 資源・マテリアル		_	**0.30**	-	-	3.3
1 水資源保護		**3.4**	0.20	-	-	3.4
1.1 節水		**3.0**	0.40	-	-	
1.2 雨水利用・雑排水等の利用		**3.7**	0.60	-	-	
1 雨水利用システム導入の有無	雨水利用施設	4.0	0.70	-	-	
2 雑排水等利用システム導入の有無		3.0	0.30	-	-	
2 非再生性資源の使用量削減		**3.4**	0.60	-	-	3.4
2.1 材料使用量の削減		3.0	0.10	-	-	
2.2 既存建築躯体等の継続使用		3.0	0.20	-	-	
2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用	高炉セメント使用	5.0	0.20	-	-	
2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用	―	3.0	0.20	-	-	
2.5 持続可能な森林から産出された木材		3.0	0.10	-	-	
2.6 部材の再利用可能性向上への取組み		3.0	0.20	-	-	
3 汚染物質含有材料の使用回避		**3.2**	0.20	-	-	3.2
3.1 有害物質を含まない材料の使用		3.0	0.30	-	-	
3.2 フロン・ハロンの回避		**3.3**	0.70	-	-	
1 消火剤	CO2消火設備	4.0	0.33	-	-	
2 発泡剤（断熱材等）		3.0	0.33	-	-	
3 冷媒		3.0	0.33	-	-	
LR3 敷地外環境		_	**0.30**	-	-	3.3
1 地球温暖化への配慮	積極的な省エネルギー対策、高炉セメント採用	**3.8**	0.33	-	-	3.8
2 地域環境への配慮		**3.5**	0.33	-	-	3.5
2.1 大気汚染防止		**3.0**	0.25	-	-	
2.2 温熱環境悪化の改善	保水性ブロック、見付面積比50%以下	**4.0**	0.50	-	-	
2.3 地域インフラへの負荷抑制		**3.0**	0.25	-	-	
1 雨水排水負荷低減		3.0	0.25	-	-	
2 汚水処理負荷抑制		3.0	0.25	-	-	
3 交通負荷抑制		3.0	0.25	-	-	
4 廃棄物処理負荷抑制		3.0	0.25	-	-	
3 周辺環境への配慮		**2.8**	0.33	-	-	2.8
3.1 騒音・振動・悪臭の防止		**3.0**	0.40	-	-	
1 騒音		3.0	0.33	-	-	
2 振動		3.0	0.33	-	-	
3 悪臭		3.0	0.33	-	-	
3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制		**3.0**	0.40	-	-	
1 風害の抑制		3.0	0.70		-	
2 砂塵の抑制		3.0	-			
3 日照阻害の抑制		3.0	0.30		-	
3.3 光害の抑制		**2.4**	0.20	-	-	
1 屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策		3.0	0.70		-	
2 昼光の建物外壁による反射光（グレア）への対策		1.0	0.30		-	

＊建築物環境配慮計画書の作成方法等について＊

2．2 静岡の重点項目の取組概要

「CASBEE静岡 重点項目公表用ソフト」は、静岡県の4つの重点項目（G:“ふじのくに地球温暖化対策実行計画”の推進、D:“災害に強いしずおか”の形成、U:“しずおかユニバーサルデザイン”の推進、N:“緑化及び自然景観”の保全・回復）への取組内容をわかりやすく公表するための**「重点項目の取組概要シート」**を作成するために使用します。
（静岡の重点項目については、第1章4節参照）

（1）CASBEE静岡 重点項目公表用ソフトのシート構成

CASBEE静岡 重点項目公表用ソフトのシートは、次の3枚構成です。

[1] 重点項目の取組概要シート：4つの重点項目への取組内容を記述します。各重点項目への取組度合が得点（5点満点）で表示されます。
[2] スコア転記シート：CASBEE-建築（新築）評価ソフトの評価結果（スコアシート）を転記（コピー＆ペースト）します。
[3] 得点計算シート：重点項目の得点を計算します。

（2）静岡の重点項目

次ページの表に示すとおり、CASBEE-建築（新築）の評価項目のうち、静岡の重点項目となっているものは、以下のとおりです。

＜凡例＞

- G:“ふじのくに地球温暖化対策実行計画”の推進 ※
- D:“災害に強いしずおか”の形成
- U:“しずおかユニバーサルデザイン”の推進
- N:“緑化及び自然景観”の保全・回復

※なおGの項目のうち、斜字になっている項目のスコアは重点項目Gの得点計算には引用されません。
（「（4）重点項目の得点計算について」参照）

<静岡の重点項目となっているCASBEE-建築(新築)評価項目>

Q 建築物の環境品質				
Q1 室内環境				
1 音環境				
1.1 騒音				
1.2 遮音				
1 開口部遮音性能				
2 界壁遮音性能				
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)				
4 界床遮音性能(重量衝撃源)				
1.3 吸音				
2 温熱環境				
2.1 室温制御				
1 室温				
2 外皮性能	G			
3 ゾーン別制御性				
2.2 湿度制御				
2.3 空調方式				
3 光・視環境				
3.1 昼光利用				
1 昼光率				
2 方位別開口				
3 昼光利用設備	G			
3.2 グレア対策				
1 昼光制御	G			
3.3 照度				
3.4 照明制御				
4 空気質環境				
4.1 発生源対策				
1 化学汚染物質				
4.2 換気				
1 換気量				
2 自然換気性能				
3 取り入れ外気への配慮				
4.3 運用管理				
1 CO_2の監視				
2 喫煙の制御				
Q2 サービス性能				
1 機能性				
1.1 機能性・使いやすさ				
1 広さ・収納性				
2 高度情報通信設備対応				
3 バリアフリー計画			U	
1.2 心理性・快適性				
1 広さ感・景観				
2 リフレッシュスペース				
3 内装計画				
1.3 維持管理				
1 維持管理に配慮した設計				
2 維持管理用機能の確保				
2 耐用性・信頼性				
2.1 耐震・免震				
1 耐震性		D		
2 免震・制振性能		D		
2.2 部品・部材の耐用年数				
1 躯体材料の耐用年数	G			
2 外壁仕上げ材の補修必要間隔	G			
3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔	G			
4 空調換気ダクトの更新必要間隔	G			
5 空調・給排水配管の更新必要間隔	G			
6 主要設備機器の更新必要間隔	G			
2.4 信頼性				
1 空調・換気設備		D		
2 給排水・衛生設備		D		
3 電気設備		D		
4 機械・配管支持方法		D		
5 通信・情報設備		D		

3 対応性・更新性				
3.1 空間のゆとり				
1 階高のゆとり			U	
2 空間の形状・自由さ			U	
3.2 荷重のゆとり				
3.3 設備の更新性				
1 空調配管の更新性				
2 給排水管の更新性				
3 電気配線の更新性				
4 通信配線の更新性				
5 設備機器の更新性				
6 バックアップスペースの確保				
Q3 室外環境(敷地内)				
1 生物環境の保全と創出	G			N
2 まちなみ・景観への配慮				N
3 地域性・アメニティへの配慮				
3.1 地域性への配慮、快適性の向上			U	
3.2 敷地内温熱環境の向上	G			N
LR 建築物の環境負荷低減性				
LR1 エネルギー				
1 建物外皮の熱負荷抑制	G			
2 自然エネルギー利用	G			
3 設備システムの高効率化				
4 効率的運用				
集合住宅以外の評価				
4.1 モニタリング	G			
4.2 運用管理体制	G			
集合住宅の評価				
4.1 モニタリング	G			
4.2 運用管理体制	G			
LR2 資源・マテリアル				
1 水資源保護				
1.1 節水	G			
1.2 雨水利用・雑排水等の利用				
1 雨水利用システム導入の有無	G			
2 雑排水等利用システム導入の有無	G			
2 非再生性資源の使用量削減				
2.1 材料使用量の削減	G			
2.2 既存建築躯体等の継続使用	G			
2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用	G			
2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用	G			
2.5 持続可能な森林から産出された木材	G			N
2.6 部材の再利用可能性向上への取組み	G			
3 汚染物質含有材料の使用回避				
3.1 有害物質を含まない材料の使用	G			
3.2 フロン・ハロンの回避				
1 消火剤	G			
2 発泡剤(断熱材等)	G			
3 冷媒	G			
LR3 敷地外環境				
1 地球温暖化への配慮	G			
2 地域環境への配慮				
2.1 大気汚染防止				
2.2 温熱環境悪化の改善	G			N
2.3 地域インフラへの負荷抑制				
1 雨水排水負荷低減				
2 汚水処理負荷抑制				
3 交通負荷抑制				
4 廃棄物処理負荷抑制				
3 周辺環境への配慮				
3.1 騒音・振動・悪臭の防止				
1 騒音				
2 振動				
3 悪臭				
3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制				
1 風害の抑制				
2 砂塵の抑制				
3 日照阻害の抑制				
3.3 光害の抑制				
1 屋外照明及び室内照明のうちから漏れる光への対策				
2 昼光の建物外壁による反射光(グレア)への対策				

＊建築物環境配慮計画書の作成方法等について＊

(3)[1]重点項目の取組概要シートの作成

重点項目の取組概要シートに必要事項を入力します。一部、[2]スコア転記シートと[3]得点計算シートにより自動計算をします。

1. 建物概要

「1. 建物概要」に当該建築物の名称、CASBEEの評価ランク及びBEE値を入力します(赤枠内)。

2. 重点項目への取組み度

各重点項目への取組度合いが、得点(5点満点)と富士山の数、および「ふじっぴー」により表示されます。この欄を表示させるためには、[2]スコア転記シートへの入力が必要です。
([2]スコア転記シートへの入力については、「(4)重点項目の得点計算について」を参照)

3. 重点項目についての環境配慮概要

「3. 重点項目についての環境配慮概要」には、CASBEE-建築(新築)スコアシートの「環境配慮設計の概要記入欄」に記述していただいた内容(3 点を超える評価を行った場合は記述を必須としています。)を参考にして記述してください。

項目に含まれる配慮の範囲が広いため、重点項目ごとに丸囲み数字で小項目が挙げられています。該当する小項目の番号を示し、配慮内容を記述してください。

なお、複数の重点項目に関連し、それぞれにおいて記述できるようになっている小項目※もあります。

※GとNに関連している項目; ⑤生物環境の保全と創出、⑥敷地内温熱環境の向上、⑮温熱環境悪化の改善

＜記入例＞

"緑化及び自然景観"の保全・回復(N)

■室外環境(敷地内)対策(⑤生物環境の保全と創出/㉒まちなみ・景観への配慮/⑥敷地内温熱環境の向上)

⑤敷地内既存大景木の建物廻り再配置により外構緑地指数50%以上を確保した。

⑥緑地の緑が連続するような外構植栽計画を行った。 ・・・など

■敷地外環境対策(⑮温熱環境悪化の改善)

⑮外構の全舗装面に保水性ブロックを採用した。主風向に対する見付面積比を50%以下とした。 ・・・など

<重点項目の取組概要シート>　このシートは公表します。

CASBEE静岡　ふじっぴー

赤枠内に建物名称、BEE、BEEランクを記入します。

欄に数値またはコメントを記入

1. 建物概要

建物名称		BEE		BEEランク	B-	★★

2. 重点項目への取組み度

重点項目	得点※/満点		取組み度	評価
"ふじのくに地球温暖化対策実行計画"の推進 (Global Warming)	3.0	/5		ふつう
"災害に強いしずおか"の形成 (Disaster)	3.0	/5		ふつう
"しずおかユニバーサルデザイン"の推進 (Universal Design)	3.0	/5		ふつう
"緑化及び自然景観"の保全・回復 (Nature)	3.0	/5		ふつう

各重点項目への取組度合いが得点(5点満点)と富士山の数、および「ふじっぴー」で表示されます。

※対応するCASBEEのスコア(平均)を5点満点で表示します。(スコア1.0=1点、スコア5.0=5点)

評価　凡例	よい	ふつう	がんばろう
	4 点以上	3 点以上	3 点未満

3. 重点項目についての環境配慮概要

各項目について配慮した内容を、該当する番号(①～)を示し記述してください。

配慮内容	内訳対応項目					
"ふじのくに地球温暖化対策実行計画"の推進(Global Warming)	得点					3.0
■室内環境対策　(①室温制御/②昼光対策/③グレア対策/④部品・部材の耐用年数)	Q-1	2	2.1	2.1.2	①	外皮性能
①ダブルスキンの採用による開口部の温熱環境の向上。	Q-1	3	3.1	3.1.3	②	昼光利用設備
②ライトシェルフの採用。			3.2	3.2.1	③	昼光制御
	Q-2	2	2.2	2.2.1	④	躯体材料の耐用年数
				2.2.2	④	外壁仕上げ材の補修必要間隔
				2.2.3	④	主要内装仕上げ材の更新必要間隔
				2.2.4	④	空調換気ダクトの更新必要間隔
				2.2.5	④	空調・給排水配管の更新必要間隔
				2.2.6	④	主要設備機器の更新必要間隔
■室外環境(敷地内)対策　(⑤生物環境の保全と創出/⑥敷地内温熱環境の向上)	Q-3	1			⑤	生物環境の保全と創出
⑤敷地内既存大景木の建物廻り再配置により外構緑地指数50%以上を確保した。 ⑥緑地の緑が連続するような外構植栽計画を行った。		3	3.2		⑥	敷地内温熱環境の向上
■エネルギー対策　(⑦建物外皮の熱負荷抑制/⑧自然エネルギー利用/⑨設備システムの高効率化/⑩効率的運用)	LR-1	1			⑦	建物外皮の熱負荷抑制
⑦ダブルスキンによる高断熱化。		2			⑧	自然エネルギー利用
⑧自然通風、ライトシェルフによる自然エネルギーの利用。		3			⑨	設備システムの高効率化
⑨LED照明の採用。高効率空調機の導入。		4	4.1		⑩	モニタリング
⑩BEMSの導入によるエネルギー管理。			4.2		⑩	運用管理体制
■資源・マテリアル対策　(⑪水資源保護/⑫非再生性資源の使用量削減/⑬汚染物質含有材料の使用回避)	LR-2	1	1.1		⑪	節水
⑪雨水利用設備の導入による雨水の有効利用。			1.2	1.2.1	⑪	雨水利用システム導入の有無
⑫地下躯体部分における高炉セメントの採用。				1.2.2	⑪	雑排水等利用システム導入の有無
⑬不活性ガス(CO2)消火設備の導入。		2	2.1		⑫	材料使用量の削減
			2.2		⑫	既存建築躯体等の継続使用
			2.3		⑫	躯体材料におけるリサイクル材の使用
			2.4		⑫	躯体材料以外におけるリサイクル材の使用
			2.5		⑫	持続可能な森林から産出された木材
			2.6		⑫	部材の再利用可能性向上への取組み
		3	3.1		⑬	有害物質を含まない材料の使用
			3.2	3.2.1	⑬	消火剤
				3.2.2	⑬	断熱材
				3.2.3	⑬	冷媒
■敷地外環境対策　(⑭地球温暖化への配慮/⑮温熱環境悪化の改善)	LR-3	1			⑭	地球温暖化への配慮
⑭省エネルギー対策と、高炉セメントの採用。 ⑮外構の全舗装面に保水性ブロックを採用した。主風向に対する見付面積比を50%以下とした。		2	2.2		⑮	温熱環境悪化の改善
"災害に強いしずおか"の形成(Disaster)	得点					3.0
■サービス性能対策　(⑯耐震・免震/⑰信頼性)	Q-2	2	2.1	2.1.1	⑯	耐震性
⑯制振装置の採用。				2.1.2	⑯	免震・制振性能
			2.4	2.4.1	⑰	空調・換気設備
				2.4.2	⑰	給排水・衛生設備
				2.4.3	⑰	電気設備
				2.4.4	⑰	機械・配管支持方法
				2.4.5	⑰	通信・情報設備
"しずおかユニバーサルデザイン"の推進(Universal Design)	得点					3.0
■サービス性能対策　(⑱機能性・使いやすさ/⑲心理性・快適性/⑳空間のゆとり)	Q-2	1	1.1	1.1.3	⑱⑲	ユニバーサルデザイン計画
⑱バリアフリー法誘導基準相当の計画とした。		3	3.1	3.1.1	⑳	階高のゆとり
				3.1.2	⑳	空間の形状・自由さ
■室外環境(敷地内)対策　(㉑地域性・アメニティへの配慮) ㉑街並みに配慮し、木材等自然素材を活用した外装とした。	Q-3	3	3.1		㉑	地域性への配慮、快適性の向上
"緑化及び自然景観"の保全・回復(Nature)	得点					3.0
■室外環境(敷地内)対策　(⑤生物環境の保全と創出/㉒まちなみ・景観への配慮/⑥敷地内温熱環境の向上)	Q-3	1			⑤	生物環境の保全と創出
⑤敷地内既存大景木の建物廻り再配置により外構緑地指数50%以上を確保した。		2			㉒	まちなみ景観への配慮
⑥緑地の緑が連続するような外構植栽計画を行った。		3	3.2		⑥	敷地内温熱環境の向上
■敷地外環境対策　(⑫持続可能な森林から産出された木材/⑮温熱環境悪化の改善)	LR-2	2	2.5		⑫	持続可能な森林から産出された木材
⑫静岡県産材の使用比率が○%。 ⑮外構の全舗装面に保水性ブロックを採用した。主風向に対する見付面積比を50%以下とした。	LR-3	2	2.2		⑮	温熱環境悪化の改善

水色のセルに各重点項目への取組内容を記述します。

(4) 重点項目の得点計算について

[2]スコア転記シート

CASBEE-建築(新築)の評価結果をそのまま利用して、各重点項目の得点を自動計算するために、使用します。

「CASBEE-建築(新築)評価ソフト」のスコアシートから、図に赤枠で示す範囲をコピーし「CASBEE静岡　重点項目公表用ソフト」の[2]スコア転記シートの赤枠内に、ペースト(値の貼付け)します。

※「CASBEE-建築(新築)評価ソフト」のスコアシートのコピー範囲;セルI2:T194

<CASBEE-建築(新築)評価ソフトから[2]スコア転記シートへのコピー＆ペースト>

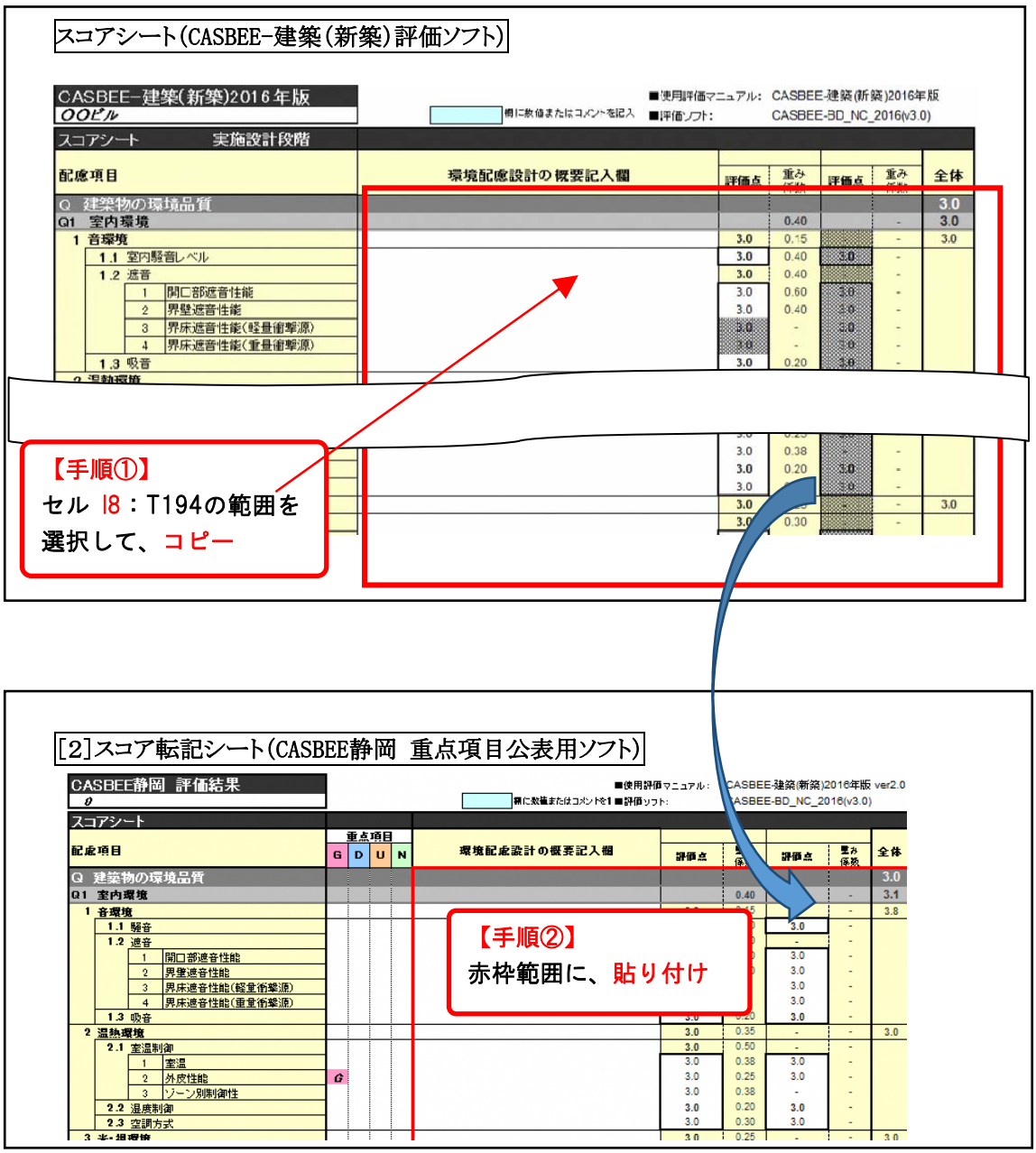

[3]得点計算シート

各重点項目の得点を自動計算します。 [2]スコア転記シートから、下表に示すCASBEE-建築（新築）の評価項目のスコアを引用し、それぞれの重みを掛けて（小数点2位で四捨五入）加算しています。（本シートへの入力は不要です。）

CASBEE静岡の重点項目の得点計算表

“ふじのくに地球温暖化対策実行計画”の推進（Global Warming）							
		得点	3.0		スコア		重み
【1】エネルギー対策							
	LR1 エネルギー		1.0	＝	3.0	×	0.33
【2】資源・マテリアル対策			1.0	＝	3.0	×	0.33
【3】敷地外環境対策			1.0	＝	3.0	×	0.34
【2】資源・マテリアル対策		合計＝	3.0				
	LR2/1.1.1 節水		1.5	＝	3.0	×	0.50
	LR2/2.5 持続可能な森林から産出された木材		1.5	＝	3.0	×	0.50
【3】敷地外環境対策		合計＝	3.0				
	LR3/1. 地球温暖化への配慮		1.5	＝	3.0	×	0.50
	LR3/2.2 温熱環境悪化の改善		1.5	＝	3.0	×	0.50
“災害に強いしずおか”の形成（Disaster）							
【1】サービス性能対策		得点	3.0		スコア		重み
	Q2/2.1 耐震・免震		1.5	＝	3.0	×	0.50
	Q2/2.4 信頼性		1.5	＝	3.0	×	0.50
“しずおかユニバーサルデザイン”の推進（Universal Design）							
		得点	3.0		スコア		重み
【1】サービス性能対策			1.5	＝	3.0	×	0.50
【2】室外環境（敷地内）対策							
	Q3/3.1 地域性への配慮、快適性の向上		1.5	＝	3.0	×	0.50
【1】サービス性能対策		合計＝	3.0				
	Q2/1.1.3 バリアフリー計画		1.5	＝	3.0	×	0.50
	Q2/3.1 空間のゆとり		1.5	＝	3.0	×	0.50
“緑化及び自然景観”の保全・回復（Nature）							
		得点	3.0		スコア		重み
【1】室外環境（敷地内）対策			1.0	＝	3.0	×	0.33
【2】資源・マテリアル対策							
	LR2/2.5 持続可能な森林から産出された木材		1.0	＝	3.0	×	0.33
【3】敷地外環境対策							
	LR3/2.2 温熱環境悪化の改善		1.0	＝	3.0	×	0.34
【1】室外環境（敷地内）対策		合計＝	3.0				
	Q3/1. 生物環境の保全と創出		1.0	＝	3.0	×	0.33
	Q3/2. まちなみ景観への配慮		1.0	＝	3.0	×	0.33
	Q3/3.2 敷地内温熱環境の向上		1.0	＝	3.0	×	0.34

3　CASBEE静岡の独自項目と留意事項

CASBEE静岡の「独自項目」は、CASBEE-建築（新築）から静岡県用にアレンジされた評価項目で、CASBEE静岡2016年版の「独自項目」は、5項目あります。CASBEE-建築（新築）の評価にあたっては、評価ソフトの表示と異なる採点基準となりますので、十分注意して採点を行ってください。

なお「独自項目」以外にも、静岡県の地域性による「留意事項」（※印）が設けられている評価項目もありますので、CASBEE-建築（新築）の評価にあたって参考としてください。

<独自項目と留意事項>

「独自項目」；ふじっぴー が示す項目です。

CASBEE-建築（新築）からの変更部分を下線で示しています。

Q-1　室内環境

2.1.1　室温設定

※ 静岡県としては、省エネルギーに配慮して設定温度を夏期28℃、冬期20℃とした運用をしていただくことを推奨します。

4.2.3　取り入れ外気への配慮

※ 興行場にあっては、空気（外気）取り入れ口は、地上3m以上の位置に設定されるものする。
（静岡県建築基準条例参照）

Q-2　サービス性能

1.1.3　ユニバーサルデザイン計画

＜建物全体･共用部分＞		
用　途	物･飲･会･病･ホ 建物全体の床面積の合計が2000㎡以上の場合	事･学･工･住 および 物･飲･会･病･ホ 建物全体の床面積の合計が2000㎡未満の場合
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。
レベル2	（該当するレベルなし）	（該当するレベルなし）
レベル3	バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準（最低限のレベル）を満たしている。	バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準項目（最低限のレベル）又は静岡県福祉のまちづくり条例の基準の項目の半分以上を満たしている。
レベル4	バリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準（望ましいレベル）を満たしている。	バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準（最低限のレベル）又は静岡県福祉のまちづくり条例の基準の項目を満たしている。

レベル5	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を超えてさらに十分な配慮を行っており、なおかつ、静岡県の「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」に基づき建物全体を設計している。	バリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たしており、なおかつ、静岡県の「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」に基づき建物全体を設計している。

※静岡県「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」を参照

＜住居･宿泊部分＞評価しない。

□解 説

機能的な建築空間は利用する可能性のあるすべての人に開かれている必要がある。
バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は不特定多数が利用する2000㎡以上の物･飲･会･病･ホ等に対しては、最低基準として「建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)」が義務付けとなっている。なお、静岡県福祉のまちづくり条例の基準は、これと同等レベルの基準である。
さらに、努力義務として、特段の不自由なく建築物を利用できるようにすることを目的に「建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)」がある。また、静岡県では建築物のユニバーサルデザイン推進のため、静岡県「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」が示されている。
この項目では、建物全体･共用部分がどの程度バリアフリー法に適合しているかで評価を行う。
なお、「建築物移動等円滑化基準項目又は静岡県福祉のまちづくり条例の基準の項目の半分以上」の判断は、チェックリストの中で、計画時に適切に考慮することによって採用可能な全項目数の内、半数以上を満たすこととする。
なお静岡県福祉のまちづくり条例においては、施行規則別表第2(第3条関係建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等、建築物以外の路外駐車場に関する整備基準)を参照のこと。

2.1.1 耐震性

用 途	事･学(大学等)･物･飲･会･病･ホ･工･住	学(小中高)
レベル1	(該当するレベルなし)	建築基準法に定められた耐震性を有する。注)
レベル2	建築基準法に定められた耐震性を有する。注)	建築基準法に定められた 20%増の耐震性を有する。
レベル3	建築基準法に定められた 20%増の耐震性を有する。	建築基準法に定められた 25%増の耐震性を有する。
レベル4	建築基準法に定められた 25%増の耐震性を有する。	(該当するレベルなし)
レベル5	建築基準法に定められた 50%増の耐震性を有する。あるいは損傷制御設計が行われている。	建築基準法に定められた 50%増の耐震性を有する。あるいは損傷制御設計が行われている。

注) 東海地震等の対策として、本県では、建築基準法を上回る耐震基準を定めた「静岡県建築構造設計指針」を策定し、これに準拠するよう指導している。よって、レベル3(学(小中高)においてはレベル2)以上を満たす必要がある。

□解 説

本項目は、建物の耐震性を評価することで地震時の安全性を評価する。
レベルの考え方は、以下による。
① 学(小中高)以外
静岡県建築構造設計指針において静岡県地震地域係数(Zs)は1.2以上としているため、CASBEE静岡では建築基準法の20%増の耐震性を有するものをレベル3とし、建築基準法の耐震性相当をレベル2としている。また、静岡県建築構造設計指針2.5.3に規定さ

れる用途係数(I)は公共的建築物で1.25以上としているため、用途係数(I)の割増を適用する建築物では、建築基準法の50%増(1.2×1.25＝1.5)の耐震性を有することとなる。このため、静岡県地震地域係数(Zs)と用途係数(I)を適用し建築基準法の50%増の耐震性を有するものはレベル5とする。また、「官庁施設の総合耐震計画基準」の第Ⅰ類として保有すべき性能を有する建築物はレベル5、第Ⅱ類として保有すべき性能を有する建築物はレベル4とする(「4. 参考資料(1)官庁施設の耐震計画基準」参照)。

② 学(小中高)

「文教施設の耐震性の向上の推進について」(平成11年4月20日付文教施設部長通知)の別添「文教施設の耐震性等に関する調査研究(平成7年度概要版)」において、設計用地震力の割増(1.25倍)を考慮することが望ましいとされていることより、建築基準法に定められた25%増の耐震性を有することをレベル3と設定した。ここでCASBEE静岡では、静岡県建築構造設計指針に基づき、建築基準法の20%増の耐震性を有するものをレベル2とし、建築基準法に定められた耐震性を有する場合をレベル1とした。また、レベル5については学(小中高)以外の用途と同様とした。

また、損傷制御設計を行っている場合については、高レベルの耐震性能を担保できていると評価し、レベル5とする。なお、損傷制御設計には制震装置(弾塑性ダンパーや低降伏点鋼など)の使用などがある。

また、耐震性ではなく、主に強風時などの居住性向上を意図した制振装置や免震装置などの使用は含まず、「2.1.2免震･制振性能」で評価する。(ここでは制御の対象が主として地震であるものを「制震」、それ以外のものを「制振」と称している)

耐震性の割増度を判断する際、以下の事項を参考にする。

①許容応力度設計時
　重要度係数や地震層せん断力係数C_i等で判断する。
　なお、二次設計まで進む場合で一次設計と二次設計で割増度が異なる場合は二次設計で評価する。
②限界耐力計算時
　計算時の外力の割増度等で評価する。
　なお、二次設計まで進む場合は損傷限界と安全限界の両方を対象とすること。
③時刻歴応答計算時
　地震動の入力値または層間変形角の逆数を見て、その値が1.25倍の時をレベル4、1.5倍の時をレベル5と判断する。
　なお、地震動の入力値は平成12年建設省告示第1461号で示されている方法またはそれと同等のものをレベル2とする。また、層間変形角は極めて稀に発生する地震動における目安として使用されることの多い1/100をレベル2とする。

設計者がこの項目について評価する際、“構造計算書”を一部参照することが必要であるため、構造担当者に照会することが望ましい。

2.4.1 空調･換気設備

※ 防災拠点の場合は静岡県の「設備地震対策ガイドライン」に記述の内容を満足することを前提とする。

2.4.2 給排水･衛生設備

※ 防災拠点の場合は静岡県の「設備地震対策ガイドライン」に記述の内容を満足することを前提とする。

2.4.3 電気設備

※ 防災拠点の場合は静岡県の「設備地震対策ガイドライン」に記述の内容を満足することを前提とする。

2.4.4 機械・配管支持方法

※ 防災拠点の場合は静岡県の「設備地震対策ガイドライン」に記述の内容を満足することを前提とする。

2.4.5 通信・情報設備

※ 防災拠点の場合は静岡県の「設備地震対策ガイドライン」に記述の内容を満足することを前提とする。

3.2　荷重のゆとり

将来の用途変更可能性などを考慮し、建物の荷重に関するゆとりを評価する。
木、住は、主に基準階主要居室に当る部分が住居・宿泊部分となる為、この項目では＜住居・宿泊部分＞で評価する。病では、＜住居・宿泊部分＞の基準階主要居室（主に病室）と、＜共用部分＞の基準階主要居室（主に診察室）の両方を評価する。

＜建物全体・共用部分＞

用　途	事・物・飲・工・会（固定席）・病	会（非固定席）	学（大学等）	学（小中高）※
レベル1	（該当するレベルなし）	（該当するレベルなし）	（該当するレベルなし）	（該当するレベルなし）
レベル2	2900N/㎡ 未満	3500N/㎡ 未満	2300N/㎡ 未満	2900N/㎡ 未満
レベル3	2900N/㎡ 以上 ～ 3500N/㎡ 未満	3500N/㎡ 以上 ～ 4200N/㎡ 未満	2300N/㎡ 以上 ～ 2900N/㎡ 未満	2900N/㎡ 以上 ～ 3500N/㎡ 未満
レベル4	3500N/㎡ 以上 ～ 4500N/㎡ 未満	4200N/㎡ 以上 ～ 5200N/㎡ 未満	2900N/㎡ 以上 ～ 3500N/㎡ 未満	3500N/㎡ 以上 ～ 4500N/㎡ 未満
レベル5	4500N/㎡ 以上	5200N/㎡ 以上	3500N/㎡ 以上	4500N/㎡ 以上

＜住居・宿泊部分＞

用　途	病・木・住
レベル1	（該当するレベルなし）
レベル2	1800N/㎡ 未満
レベル3	1800N/㎡ 以上～2100N/㎡ 未満
レベル4	2100N/㎡ 以上～2900N/㎡ 未満
レベル5	2900N/㎡ 以上

※ 静岡県建築構造設計指針・同解説に示す許容荷重をレベル3とし、その20%割増値相当をレベル4、50%割増値相当をレベル5と設定した。（「4. 参考資料(2)荷重及び外力」参照）

□解　説

積載荷重については、施行令の値を使用していれば、模様替えのような非日常の偏載状態に対しても、他の荷重に比べて高い安全性が確保されている。したがって、短期的にそのような状態を想定して「ゆとり」と考えるよりも、将来他の用途に転用可能かという観点で評価する。
レベルの考え方は、事務所や物販店、飲食店、集会所、病院（共用部）、工場は、建築基準法施行令第85条に示す対象室の許容積載荷重をレベル3とし、その20%割増値相当をレベル4、50%割増値相当をレベル5と設定した。学校（小中高）では、静岡県建築構造設計指針・同解説に示す小・中・高校の一般教室等の許容荷重をレベル3とし、

その20%割増値相当をレベル4、50%割増値相当をレベル5と設定している。
住居･宿泊部分を含む用途(病、ホ、住)の建築物については建築基準法施行令85条に示す居住室の値をレベル3、1つ上の事務所の値をレベル5とし、他用途(事務所)への転用可能性を「ゆとり」と設定した。レベル2以下は実際にはほとんどあてはまるケースはないと思われる。またレベル4はレベル3～5を補間した値である。
なお、本項目では，大ばり、柱又は基礎および地震用の構造計算用にも同様の割増値相当を設定していることを前提とし、施行令第85条の床の構造計算用の値のみで評価しているが、大ばり、柱又は基礎用または地震用の値の割増が床用に比べ小さい場合はレベルを1つ下げる。

LR-2 資源・マテリアル

1.1 節水

用 途	事 学 物 飲 会 病 ホ 工 住
レベル 1	節水の仕組みなし
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	主要水栓に節水コマなどが取り付けられている。または節水型便器を採用している。
レベル4	節水コマなどに加えて、省水型機器(例えば擬音、節水型便器など)などを用いている。
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

建築物の給水設備について、節水可能な仕組を装置されているかどうかについて評価する。
ここで、「主要水栓」とは日常的に使用する水栓をさす。例えば、住宅の場合には厨房、浴室、便所などが該当する。節水効果にもよるが、概ね過半の水栓に取り付けられていることが必要である。

■参考； 省水型機器の例

水栓類	①流出水量を調節することにより、節水を図る	節水コマ
		定流量弁
		泡沫水栓等
	②機器の操作を簡単にして無駄な流出を少なくし、節水効果を図る	自動水栓
		定量水栓(自閉水栓)
節水型便器	①大便器 (目安として 6L/回程度とする。)	節水型器具 (給水経路、ボール形状、トラップ形状等の改善による、排泄物排出機能の保持と節水)
		節水型フラッシュ弁 (連続操作防止機構、吐出量調整可能型)
	②小便器 (目安として 4L/回程度とする。)	人感センサー方式による使用に応じた洗浄
		定時制御方式 (照明、ファンスイッチ連動や 24 時間タイマーとの組み合わせ使用)等
その他		擬音装置 等

1.2.1 雨水利用システム導入の有無

※ CASBEE静岡では本項目において井水利用は評価対象としない。井水利用は上

水利用量の削減に寄与すると思われるが、多量な地下水利用が水不足問題以外の環境問題の原因になることを考慮し、評価しないこととする。

2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用

※「静岡県リサイクル認定製品」を用いている場合も、評価対象とする。
参考;静岡県リサイクル製品認定制度(平成17年創設)

2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用

※「静岡県リサイクル認定製品」を用いている場合も、評価対象とする。
参考;静岡県リサイクル製品認定制度(平成17年創設)

2.5 持続可能な森林から産出された木材

用 途	事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住
レベル 1	(該当するレベルなし)
レベル2	持続可能な森林から産出された木材を使用していない、又は静岡県産材を使用していない。
レベル3	持続可能な森林から産出された木材の使用比率が 10%未満、又は静岡県産材の使用比率が 5%未満。
レベル4	持続可能な森林から産出された木材の使用比率が 10%以上 50%未満、又は静岡県産材の使用比率が 5%以上 25%未満。
レベル5	持続可能な森林から産出された木材の使用比率が 50%以上、又は静岡県産材の使用比率が 25%以上。

□解 説

$$\text{持続可能な森林から算出された木材、静岡県産材の使用比率} = \frac{\text{持続可能な森林から算出された木材、静岡県産材の使用総量(体積)}m^3}{\text{建築物の木材使用総量(体積)}m^3} \times 100(\%)$$

本県は林業が盛んであり、各地で良質な木材が生産されている。建築物に使用される木材に県産材を採用することで、木材の運搬距離を短縮することができ、運搬時に排出されるCO_2の抑制が期待できる。また、森林が適切に管理・更新されることで、本県の森林環境が良好に維持される。こうした観点から、県産材の使用について奨励し、使用割合に応じて評価する。
なお、県産材を原料とする集成材、合板等の木質材料も県産材としてよいが、型枠材は評価に含めない。
根拠資料として、使用を計画している建築材料の部分が分かる設計図書等の資料を添付すること。ただし、生産者や製材業者等の名前及び販売管理票を求めるものではない。
また、持続可能な産出された木材の使用については、引き続きCASBEE建築(新築)のとおり評価するものとする。

LR-3 敷地外環境

3.1.1 騒音

※ 騒音規制法における基準値については、以下静岡県の基準を参照する。

■参考1;騒音規制法における基準値(静岡県)
地域区分・基準値については、都道府県知事が定めるものに従うものとする。以下に静岡県における工場・事業所に係る騒音の規制基準をレベル3とした場合を例示する。

①第1種区域(第1種住居専用地域)
良好な住宅の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	50dB以下	45dB以下	40dB以下
レベル4			
レベル5	40dB以下	35dB以下	30dB以下

②第2種区域(第2種住居専用地域)
住宅の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	55dB以下	50dB以下	45dB以下
レベル4			
レベル5	45dB以下	40dB以下	35dB以下

③第3種区域(近隣商業地域、商業地域)
住宅の用に合わせて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	65dB以下	60dB以下	55dB以下
レベル4			
レベル5	55dB以下	50dB以下	45dB以下

④第4種区域(工業地域)
その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	70dB以下	65dB以下	60dB以下
レベル4			
レベル5	60dB以下	55dB以下	50dB以下

3.1.2 振動

※ 振動規制法における基準値については、以下静岡県の基準を参照する。

■参考1; 振動規制法における基準値(静岡県)
以下に静岡県における工場・事業所に係る振動の規制基準をレベル3とした場合を例示する。

①第1種区域の1
振動規制法に基づく第1種区域

	昼間	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2		
レベル3	60dB以下	55dB以下
レベル4		
レベル5	55dB以下	50dB以下

②第1種区域の2
振動規制法に基づく第2種区域

	昼間	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2		
レベル3	65dB以下	55dB以下
レベル4		
レベル5	60dB以下	50dB以下

③第2種区域の1
振動規制法に基づく第3種区域

	昼間	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2		
レベル3	70dB以下	60dB以下
レベル4		
レベル5	65dB以下	55dB以下

④第2種区域の2
振動規制法に基づく第4種区域

	昼間	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2		
レベル3	70dB以下	65dB以下
レベル4		
レベル5	65dB以下	60dB以下

3.1.3 悪臭

※ 悪臭防止法における基準値については、以下静岡県の基準を参照する。

■参考1; 悪臭防止法の規制基準
① 特定悪臭物質の規制基準(静岡県告示)
特定悪臭物質の規制基準は敷地境界線上の基準(1号基準)、排出口における基準(2号基準)及び排出水に含まれる特定悪臭物質の基準(3号基準)が定められています。なお、2号基準及び3号基準は適用を受ける特定悪臭物質が定められており、その規制基準は、1号基準より政令で定める計算式によって算出されます。

特定悪臭物質	1号			2号	3号
	A区域	E区域	F区域	基準	基準
アンモニア	1	2	5	○	−
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004	−	○
硫化水素	0.02	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.01	0.05	−	○
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03	−	○
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	○	−
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1	−	−
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1	○	−
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03	○	−
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07	○	−
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02	○	−
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006	○	−
イソブタノール	0.9	0.9	4	○	−
酢酸エチル	3	3	7	○	−
メチルイソブチルケトン	1	1	3	○	−
トルエン	10	10	30	○	−
スチレン	0.4	0.4	0.8	−	−
キシレン	1	1	2	○	−
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	−	−
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	−	−
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	−	−
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	−	−

単位:ppm
A 区域:最もきびしい基準値を設定した区域
E 区域:窒素化合物、低級脂肪酸に中庸で、他の物質にきびしい基準値を設定した区域
F 区域:窒素化合物、低級脂肪酸に対する順応性を考慮し、他の物質に中庸な基準値を設定した区域

② 臭気指数

臭気指数とは、人間の嗅覚を活用し悪臭の程度を数値化したものです。そのため、臭気指数規制は人のにおいに対する感覚に沿った規制であるということがいえます。
臭気指数は、オペレーターと呼ばれる技術者のもと、パネルと呼ばれる6人の正常な嗅覚を持つ人たちが、段階的に無臭空気で薄められた検体の臭いを嗅ぎ、その臭いを感知できなくなったときの薄めた倍率の平均値（臭気濃度）から算出されます。
臭気指数の算出式（臭気指数）=10×Log（臭気濃度）

※臭気濃度：あらかじめ嗅覚が正常であることの検査に合格した被験者が臭気を感じなくなるまで試料を無臭空気で希釈したときの希釈倍率のこと。

静岡県内の悪臭の基準は「4. 参考資料（3）静岡県内の悪臭の基準」を参考にできます。なお評価の際には、最新の情報に留意してください。

4. 参考資料

(1)官庁施設の耐震計画基準

官庁施設の多くは、地震災害時において、災害対策の指揮、情報伝達や応急復旧活動などに従事するなど、災害対策拠点施設として機能することが求められています。「官庁施設の総合耐震計画基準」では、入居する官署の特性に応じて、施設の構造体、建築非構造部材、建築設備それぞれについて保有すべき耐震安全性の目標を規定しています。

対象施設は「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)によるものであり、以下に平成25年3月29日改正時点の分類を示す。

対象施設		耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
(1)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設(災害応急対策を行う拠点となる、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。)	Ⅰ類	A類	甲類
(2)	災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	(2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(6)	病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	A類	乙類
(8)	学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	B類	乙類
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(12)	(1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

1. この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第12条及び国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第258条に規定する管区海上保安本部をいう。
2. この表において、「警察大学校等」とは、警察法(昭和29年法律第162号)第27条に規定する警察大学校、同法第29条第4項に規定する皇

宮警察学校、同法第32条に規定する管区警察学校並びに同法第54条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
3. この表において、「機動隊」とは、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条に規定する機動隊をいう。
4. この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法(平成11年法律第95号)第15条及び財務省組織令(平成12年政令第250号)第83条に規定する財務事務所及び財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第261条に規定する出張所並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第47条及び沖縄総合事務局組織規則(平成13年内閣府令第4号)第94条に規定する財務出張所をいう。
5. この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法(平成13年法律第100号)第32条及び地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び営繕事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖縄総合事務局組織規則第94条に規定する国道事務所をいう。
6. この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第32条及び地方整備局組織規則第140条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖縄総合事務局組織規則第94条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。
7. この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第34条に規定する開発建設部をいう。
8. この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第39条及び地方航空局組織規則(平成13年国土交通省令第25号)第35条に規定する空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所及び航空衛星センターをいう。
9. この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第40条に規定する航空交通管制部をいう。
10. この表において、「地方気象台」とは、国土交通省設置法第50条第1項に規定する地方気象台をいう。
11. この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第50条第3項に規定する測候所をいう。
12. この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法第13条及び海上保安庁組織規則(平成13年国土交通省令第4号)第118条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。
13. この表において、「地方防衛支局」とは、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第34条及び地方防衛局組織規則(平成19年防衛省令第10号)第47条に規定する地方防衛支局をいう。

建設大臣官房官営繕部監修:官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)

耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	保有すべき性能	重要度係数	大地震動時の変形制限
Ⅰ類 特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動に対して無被害あるいは軽微な損傷 直ちに補修を必要としない	1．5	RC、SRC造 1/200 S造 1/100
Ⅱ類 構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築部物を使用できること	大地震動に対して比較的小さな損傷 直ちに大きな補修を必要としない	1．25	
Ⅲ類 建築基準法に基づく耐震性能を確保する施設	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが建築物全体の耐力の低下は著しくない	大地震動に対して部分的な損傷は生じるが、倒壊、部分倒壊などの大きな損傷を生じない	1．0	

(2) 荷重及び外力

荷重及び外力(静岡県建築構造設計指針・同解説より)

積載荷重は、令第85条によるが、表1に掲げるものについては、同表によることを原則とする。

表1 床の積載荷重

(単位 N/㎡)

建物の用途及び室の種類		計算の対象		
		床	大梁柱基礎	地震力
小・中・高校の一般教室、管理室、便所		2900	2100	1100
小・中・高校の特別教室・固定席の講堂		2900	2600	1600
小・中・高校の体育館格技場・可動席の講堂		3500	3200	2100
倉庫(特に重量保管用を除く)		3900以上	2900以上	2000以上
書庫	階の途中に床を設けないもの	5400以上	4400以上	3900以上
	2段床式	9800以上	8800以上	7800以上
常時人が上がらない陸屋根の屋上		900以上	650以上	300以上

(解説)

建築物各部の積載荷重は、令第85条第1項に定められているように実況によるべきであるが、ただし書による室の種類に応じて同項の表を使用してよいことになっている。同表では、不明確なもの及び静岡県の現状による望ましい加重の数値を表1に掲げた。

常時人が上がらない陸屋根の屋上の積載荷重の取扱いについては特に定めがないが、将来の使用形態の予測ができないため、屋上広場の1/2以上を見込むこととする。また、作業の目的以外に人が登る可能性のない屋根については、屋根上の構造物等の実荷重を基として屋根葺、修理等の際の荷重を適切に判断した数値を採用すればよい。

設計の便を図り、表1に令第85条第1項の表を加えたものを表2に示す。

表2 床の積載荷重

(単位 N/㎡)

建物の用途及び室の種類			計算の対象		
			床	大梁柱基礎	地震力
(1)	住宅の居室、住宅以外の建物の寝室・病室		1800	1300	600
(2)	事務室・研究室		2900	1800	800
(3)	小・中・高校以外の教室		2300	2100	1100
(3a)	小・中・高校の一般教室・管理室・便所		2900	2100	1100
(3b)	小・中・高校の特別教室・固定席の講堂		2900	2600	1600
(3c)	小・中・高校の体育館格技場・可動席の講堂		3500	3200	2100
(4)	百貨店又は店舗の売場		2900	2400	1300
(5)	劇場、映画館、演芸、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に共する建築物の客席又は	固定席	2900	2600	1600
		その他	3500	3200	2100

	集会室				
(6)	自動車車庫及び自動車通路		5400	3900	2000
(6a)	倉庫(特に重量保管用を除く)		3900以上	2900以上	2000以上
(6b)	書庫	階の途中に床を設けないもの	5400以上	4400以上	3900以上
		2段床式	9800以上	8800以上	7800以上
(7)	(1)(2)以外の廊下玄関又は階段		3500	3200	2100
(8)	屋上広場又はバルコニー	(イ)	1800	1300	600
		(ロ)	2900	2400	1300
(9)	常時人が上がらない陸屋根の屋上		900以上	650以上	300以上

(イ) (ロ)以外の用途の場合

(ロ) 学校又は百貨店の場合

(3)静岡県内の悪臭の基準(平成31年4月1日現在)

評価の際には、最新の情報に留意してください。

番号	市町名（旧市町名）	告示主体	規制方法※1	規制地域		基準※2
100	静岡市	市	指数	市全域		10
130	浜松市	市	指数	（第1地域）	住居地域	10
				（第2地域）	近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	13
				（第3地域）	準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の地域	15
				（第4地域）	工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域	17
203	沼津市	市	指数	（第1種区域）	第1種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	12
				（第2種区域）	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	15
				（第3種区域）	工業地域及び工業専用地域、市街化調整区域並びに戸田及び井田区域	18
				（第4種区域）	標高50mを超える市街化調整区域及び別途定める区域　　※　当分の間適用	21
210	富士市	市	指数	（第1種区域）	第1種低層住宅専用地域、第2種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	10
				（第2種区域）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、旧富士川町の都市計画区域外の区域	13
				（第3種区域）	工業・工専地域	15
205	熱海市	市	特定	市全域		E
206	三島市	市	指数	市街化区域（住居区域）		10
				市街化区域（住居区域を除く）		13
				市街化区域を除く市全域		15
207	富士宮市（富士宮市）	市	指数	市街化区域（工業・工専地域を除く）		13
				市街化区域（工業地域及び工業専用地域）		15
				市街化区域を除く市全域		18
	富士宮市（芝川町）		指数	町全域		15
208	伊東市	市	指数	市全域		15
209	島田市	市	指数	市全域		15
211	磐田市	市	指数	市街化区域		15
				市街化区域を除く市全域		18
212	焼津市	市	特定	市全域		E
213	掛川市	市	指数	市全域		15
214	藤枝市	市	指数	市全域		15
215	御殿場市	市	指数	市街化区域		15
				市街化区域を除く市全域		18

番号	市町名（旧市町名）	告示主体	規制方法※1	規　制　地　域	基準※2
216	袋井市	市	指数	市全域	13
219	下田市	市	指数	市全域	15
220	裾野市	市	特定	市街地	A
				A区域、国有林及び演習場を除く市全域	E
221	湖西市	市	指数	市街化区域	15
				市街化区域を除く市全域	18
222	伊豆市	市	指数	市街化区域	15
				市街化区域を除く市全域	18
223	御前崎市	市	指数	市全域	15
224	菊川市	市	指数	市全域	15
225	伊豆の国市	市	指数	市街化区域	15
				市街化区域を除く市全域	18
226	牧之原市	市	指数	市全域	15
301	東伊豆町	町	指数	町全域	15
302	河津町	町	指数	町全域	15
304	南伊豆町	町	指数	町全域	15
305	松崎町	町	特定	町全域	E
306	西伊豆町	県	指数	町全域	15
325	函南町	町	指数	市街化区域	15
				市街化区域を除く町全域	18
341	清水町	町	特定	町全域	E
342	長泉町	町	特定	市街化区域	E
344	小山町	町	指数	市街化区域	15
				市街化区域を除く町全域	18
424	吉田町	町	指数	町全域	15
429	川根本町	町	特定	市街地	E
461	森町	町	指数	町全域	15

※１ 特定：悪臭防止法第４条第１項に基づく特定悪臭物質の濃度による規制
　　指数：悪臭防止法第４条第２項に基づく臭気指数による規制
※２ 特定悪臭物質の濃度による規制を行っている地域；規制基準に係る区域の区分
　　臭気指数による規制を行っている地域；臭気指数（１号基準）
　　（2号基準及び3号基準については、環境省令による方法で算定する）

(4)光害対策ガイドライン
(CASBEE-建築(新築)2016年版評価マニュアルより)

■参考1)光害対策ガイドライン「良い照明環境を得るためのチェックリスト」

チェック項目	考え方と対策例
0. 検討体制が適切かどうか。 □検討体制に、照明の専門家が参加しているか。	→光や照明に関する専門知識がある人を検討体制に加える。 →体制そのものに加えることが困難な場合は、アドバイザーとして助言をもらう。
1. エネルギーの有効利用が図られているか。 □目的に応じた適切な照度レベルが設定されているか。JIS 照度基準等の照明に関する諸基準に対して、照度が過剰ではないか、また低すぎはしないか。 □照明範囲は適切か。必要以上に広くないか。 □光源は、総合効率の高いものを採用したか。 □照明器具は、照明率の高いもの、あるいは照明率が高くなる設置を検討したか。	→JIS 照度基準等の照明基準を参考に、照明目的に合った照度を設定する。高すぎる場合は、光源のワットをより低いものにかえる。 →照明範囲を再検討する。 →参考2)「屋外照明設備のガイド」の総合効率以上とする。 →照明器具の配光、設置位置を再検討する。
2. 人間諸活動への影響に関する低減対策を講じているか。 □上方や周辺への漏れ光の少ない照明器具を採用したか。また、漏れ光の低減策を検討したか。それは参考2)「屋外照明設備のガイド」の上方光束比を満足しているか。 □グレアや極端な明暗が抑制されているか。照明器具の問題となる方向への光度や輝度の制限すべき目標値を検討したか。 □著しく過剰な照明(明るさ・輝き・色彩及びその時間的変化等)が、不快感を与えたり、生活を妨げたりすることはないか。被照面の輝度、漏れ光による窓面の照度等の制限すべき目標値を検討したか。	→参考2)「屋外照明設備のガイド」の上方光束比を満足する照明器具を選択する。又は、以下になる設置を検討する。 →照明器具の選定、照射方向を再検討する。必要に応じて、ルーバ、フード等で遮光する。 →設定照度(輝度)や運用方法を再検討する。必要に応じて、設定照度(輝度)を下げる。又は、ルーバ、フード等で照明器具を遮光する。
3. 動植物(自然生態系)への影響に関する低減対策を講じているか。 □周囲との調和を検討したか。周辺環境より著しく過剰な照明を計画していないか。 □照明設備の周辺環境における保護すべき動植物について調査したか。また、保護すべき動植物に影響を及ぼさないよう対策を検討したか。	→設定照度を再検討する。高すぎる場合は、光源のワットをより低いものにかえる。 →周辺環境への影響を再調査し、照明設備設置の是非、設定照度や使用照明機器、運用方法等の妥当性を再検討する。
4. 運用・管理方法を検討したか。	

□周辺環境に応じた時刻別運用計画を立てたか。 □定期的な清掃･ランプ交換を検討したか。	→深夜等の調光、減灯、消灯を検討する。 →定期的な点検･清掃･ランプ交換の実施を検討する。
5. 街作りへの適用に留意したか。 □全体的なコーディネートを行ったか。 □公共空間、半公共空間、プライベート空間を含めた光設計の検討を行ったか。 □対策のターゲットは適切に選定したか。 □安全･安心への配慮を行ったか。	 →街作りコーディネーターによる冷房負荷や景観への影響チェック等 →道路両側の敷地や通りに面した空間の照明を光設計の対象とする等 →影響の大きいと考えられる駐車場、中古車販売場、屋外ゴルフ場における配慮等 →防犯に適した照明の検討等

■参考4）光害対策ガイドライン・広告物照明における配慮事項

主な配慮事項	内容
(1)漏れ光に対する配慮 □照度、輝度を与える範囲の適正な設定を行う。 □発光方式の適切な選択を行う。 □人工光使用総量の削減のための細かい工夫に努める。	 →特に、サーチライト、レーザー等広範囲に光が漏れ、影響が大きいものは使用しない →内照式看板や蛍光部分の露出によるものは、その設置について十分に配慮する。 →コントラストの設計を工夫して、人工光使用総量の削減を行う。
(2)光の性質に関する配慮 □点滅をさせないこと。 □動かさないこと。 □投光照明を着色しないこと。	 →発光部分及び照射範囲を点滅させない。 →発光部分及び照射範囲を動かさないこと。 →投光器について、フィルターを通した着色などは行わない。（環境配慮としてフィルターをかけることは除く）
(3)省エネルギーに関する配慮 □効率の良い光源の使用を推奨する。 □点灯時間を適切に管理する。	

(5)建築物環境配慮計画書提出先

建築物環境配慮計画書提出先・問合せ先一覧表(令和2年4月1日現在)

提出先					問合せ先		
市 町	担当課	郵便番号	住 所	電話番号	所管土木事務所	所管行政庁	
静岡市	建築指導課	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1259		静岡市	054-221-1259
浜松市(中区・東区・西区・南区・北区)	建築行政課	430-8652	浜松市中区元城町103-2	053-457-2473		浜松市	053-457-2473
浜松市(浜北区・天竜区)	北部都市整備事務所	434-8550	浜松市浜北区貴布祢3000	053-585-1154			053-585-1154
沼津市	まちづくり指導課	410-8601	沼津市御幸町16-1	055-934-4766		沼津市	055-934-4766
富士宮市	建築住宅課	418-8601	富士宮市弓沢町150	0544-22-1229		富士宮市	0544-22-1229
富士市	建築指導課	417-8601	富士市永田町1丁目100	0545-55-2791		富士市	0545-55-2791
焼津市	建築指導課	425-8502	焼津市本町5丁目6-1	054-626-2161		焼津市	054-626-2161
下田市	建設課	415-8501	下田市東本郷1丁目5-18	0558-22-2219	下田土木事務所	静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課建築確認検査室	054-221-3075
東伊豆町	建設課	413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取3354	0557-95-6303			
河津町	建設課	413-0595	賀茂郡河津町田中212-2	0558-34-1952			
南伊豆町	地域整備課	415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315−1	0558-62-6277			
松崎町	産業建設課	410-3696	賀茂郡松崎町宮内301-1	0558-42-3965			
西伊豆町	産業建設課	410-3514	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	0558-55-0212			
熱海市	まちづくり課	413-8550	熱海市中央町1-1	0557-86-6428	熱海土木事務所		
伊東市	建築住宅課	414-8555	伊東市大原2丁目1-1	0557-32-1763			
三島市	建築住宅課	411-8666	三島市北田町4-47	055-983-2644	沼津土木事務所		
御殿場市	建築住宅課	412-8601	御殿場市萩原483	0550-82-4224			
裾野市	まちづくり課	410-1192	裾野市佐野1059	055-995-1856			
伊豆市	都市計画課	410-2592	伊豆市八幡500-1	0558-83-5206			
伊豆の国市	都市計画課	410-2292	伊豆の国市長岡340-1	055-948-2909			
函南町	都市計画課	419-0192	田方郡函南町平井717-13	055-979-8117			
清水町	都市計画課	411-0903	駿東郡清水町堂庭210-1	055-981-8225			
長泉町	建設計画課	411-8668	駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5520			
小山町	都市整備課	410-1395	駿東郡小山町藤曲57-2	0550-76-6142			

提出先					問合せ先		
市 町	担当課	郵便番号	住 所	電話番号	所管土木事務所	所管行政庁	
藤枝市	建築住宅課	426-8722	藤枝市岡出山1丁目11-1	054-643-3481	島田土木事務所		
島田市	建築住宅課	427-8501	島田市中央町1-1	0547-36-7184			
川根本町	建設課	428-0313	榛原郡川根本町上長尾627	0547-56-2227			
牧之原市	都市計画課	421-0592	牧之原市相良275	0548-53-2633			
吉田町	都市環境課	421-0395	榛原郡吉田町住吉87	0548-33-2161			
掛川市	都市政策課	436-8650	掛川市長谷1丁目1-1	0537-21-1152	袋井土木事務所		
袋井市	都市計画課	437-8666	袋井市新屋1丁目1-1	0538-44-3123			
磐田市	建築住宅課	438-8650	磐田市国府台3-1	0538-37-4899			
菊川市	都市計画課	439-8650	菊川市堀之内61	0537-35-0957			
森町	定住推進課	437-0293	周智郡森町森2101-1	0538-85-6321			
御前崎市	都市政策課	437-1692	御前崎市池新田5585	0537-29-8732			
湖西市	建築住宅課	431-0492	湖西市吉美3268	053-576-4549	浜松土木事務所		

※建物所在地が特定行政庁の6市（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市、焼津市）の場合、計画書の受付・内容確認・公表等全て当該市にて行います。
特定行政庁以外の市町に建設する場合、受付窓口は当該市町となりますが、内容確認及び公表は静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課建築確認検査室にて行います。

第3章　根拠法令等

第3章　根拠法令等

1　静岡県地球温暖化防止条例･同施行規則　抜粋

○静岡県地球温暖化防止条例（平成19年3月20日、条例第31号）抜粋
○静岡県地球温暖化防止条例施行規則（平成19年3月30日、規則第24号）抜粋

条　例	規　則
第1章　総則 (目的) 第1条　この条例は、静岡県環境基本条例(平成8年静岡県条例第24号)第3条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	(趣旨) 第1条　この規則は、静岡県地球温暖化防止条例(平成19年静岡県条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　地球温暖化　地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。 (2)　地球温暖化対策　温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)のための施策その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。 (3)　温室効果ガス　法第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。 (4)　温室効果ガスの排出　法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。 (5)　建築物　建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。	(定義) 第2条　この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

条　例	規　則
(6)　建築主　建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)を行おうとする者をいう。	
(7)　建築物に係る環境配慮措置　建築物の環境への負荷を低減させるため、建築物の新築等を行う際に、資源を適正に利用すること、建築物の耐久性その他の建築物の品質及び性能の向上を図ることその他の方法により建築物に関する環境への配慮を行うことをいう。	
(県の責務) 第3条　県は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。 2　前項の規定による地球温暖化対策の策定は、市町、事業者、県民及び事業者又は県民の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)(第8条第3項において「市町等」という。)と連携して行うものとする。 3　第1項の規定による地球温暖化対策の実施は、市町、事業者、建築主、県民、観光旅行者その他の滞在者及び民間団体と連携して行うものとする。 4　県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。 5　県は、市町が実施する地球温暖化対策並びに事業者、建築主、県民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動に対して、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	
(事業者の責務) 第4条　事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるよう努めるものとする。 2　事業者は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。	
(建築主の責務) 第5条　建築主は、建築物に係る環境配慮措置を講ずるよう努めるものとする。 2　建築主は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。	

条　例	規　則
(県民の責務) 第6条　県民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるものとする。 2　県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。	
第6章　建築物に係る地球温暖化対策 (建築物環境配慮指針) 第23条　知事は、建築主が、建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。 2　知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。	
(建築物環境配慮計画書の作成等) 第24条　建築主であって規則で定める規模以上の新築等を行おうとするもの(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、建築物環境配慮計画書の作成は、建築物環境配慮指針に基づいて行うものとする。 (1)　特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2)　当該建築物の名称及び所在地 (3)　当該建築物の概要 (4)　当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置 (5)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 2　特定建築主以外の建築主は、前項の規定の例により、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。 3　前2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、当該建築物に係	(特定建築主に該当することとなる新築等の規模) 第15条　条例第24条第1項の規則で定める規模は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートルとする。 (建築物環境配慮計画書の作成等) 第16条　条例第24条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　当該建築物の設計者に関する事項 (2)　建築物環境配慮計画書を作成した者の氏名及び連絡先 (3)　工事完了の予定年月日 (4)　当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置の評価に関する事項 (5)　その他知事が必要と認める事項 2　条例第24条第1項(同条第２項においてその例による場合を含む。)の規定による建築物環境配慮計画書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事に着手しようとする日の21日前までに行うものとし、提出部数は2部とする。 (変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書の提出) 第17条　条例第24条第3項の規定による変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書の提出部数は2部とする。

条　例	規　則
る工事が完了するまでの間に建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。	
	2　前項の建築物環境配慮計画書を提出する場合において、条例第24条第１項第３号若しくは第４号又は前条第１項第４号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに行うものとする。
(工事完了の届出) 第25条　前条第1項又は第2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	
(建築物環境配慮計画書等の公表) 第26条　知事は、第24条第1項若しくは第2項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第3項の規定による変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その概要を公表するものとする。	(建築物環境配慮計画書等の公表) 第19条　条例第26条の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1)　当該建築物の名称及び所在地 (2)　当該建築物の概要 (3)　当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置 (4)　当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置の評価に関する事項 (5)　その他知事が必要と認める事項
第8章 雑則 (報告等の要求) 第29条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項若しくは第2項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第16条第1項若しくは第2項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出をした事業者又は第24条第1項若しくは第2項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。 2　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定機械器具販売事業者又は自動車販売事業者に対し、第21条第1項の規定により行った表示若しくは同条第2項	

条　例	規　則
の規定により行った説明又は第22条の規定により行った説明に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。	
(勧告) 第30条　知事は、第12条第1項若しくは第3項、第13条、第16条第1項若しくは第3項、第17条、第24条第1項若しくは第3項又は第25条の規定による提出又は届出(以下「提出等」という。)をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。 2　知事は、第21条又は第22条の規定による表示又は説明(以下「表示等」という。)をすべき者が、正当な理由なく表示等をせず、又は虚偽の表示等をしたときは、その者に対し、適切な表示等を行うべきことを勧告することができる。	
(勧告の公表) 第31条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。 2　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。	
附　則 (施行期日) 1　この条例は、平成19年7月1日から施行する。 2（略） 3（略）	附　則 (施行期日) 1　この規則は、平成19年7月1日から施行する。 (経過措置) 2（略） 3（略） 4（略） 附　則(平成30年11月6日規則第61号) この規則は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第45号)の施行の日から施行する。ただし、第

条　例	規　則
	3条第4号及び第11条の改正は、公布の日から施行する。

2 建築物環境配慮指針

建　築　物　環　境　配　慮　指　針

（平成19年4月2日
平成23年11月1日
平成29年4月1日改正）

静岡県地球温暖化防止条例（以下、条例）第23条の規定により、建築主が、建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針を次のとおり定める。

1　建築物の環境配慮事項

(1) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー、資源消費及び廃棄物などによる環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア　エネルギー使用の合理化
- （ア）建築物の熱負荷抑制
- （イ）自然エネルギー利用
- （ウ）設備システムの高効率化
- （エ）効率的運用

イ　資源の適正な利用
- （ア）水資源保護
- （イ）非再生性資源の使用量削減
- （ウ）汚染物質含有材料の使用回避

ウ　敷地外環境の保全
- （ア）地球温暖化への配慮
- （イ）地域環境への配慮
- （ウ）周辺環境への配慮

(2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性など、建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア　室内環境の向上
- （ア）音環境の向上
- （イ）温熱環境の向上
- （ウ）光・視環境の向上
- （エ）空気質環境の向上

イ　サービス性能の向上
- （ア）機能性の向上
- （イ）耐用性及び信頼性の向上
- （ウ）対応性及び更新性の向上

ウ　室外環境（敷地内）保全・向上への配慮
- （ア）生物環境の保全と創出
- （イ）まちなみ及び景観への配慮
- （ウ）地域性及びアメニティへの配慮

2　建築物環境配慮計画書における建築物に係る環境配慮措置の評価

静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定する建築物環境配慮計画書における建築物に係る環境配慮措置の評価は「ＣＡＳＢＥＥ静岡」を用いて行う。

３　建築物環境配慮計画書の届出

条例第24条第１項（同条第２項においてその例による場合を含む。第３項において同じ。）の規定による建築物環境配慮計画書の作成は、様式第１号による建築物環境配慮計画書により行うものとする。

４　工事完了の届出

条例第25条の規定による工事完了の届出は、様式第２号による建築物工事完了届出書により、速やかに行うものとする。

附則

この指針は平成19年７月１日から施行する。

附則

この指針は平成23年11月１日から施行する。

附則

この指針は平成29年４月１日から施行する。

様式第１号

建築物環境配慮計画書

年　月　日

静岡県知事
又　は　氏　名　様
市　町　長

住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

第１項

静岡県地球温暖化防止条例第24条第２項の規定により、次のとおり提出します。

第３項

特定建築主	フリガナ	
	氏　名 （名称及び代表者の氏名）	
	住　所 （主たる事務所の所在地）	〒 （電話番号　）
設　計　者	フリガナ	
	氏　名	
	資　格	（　）建築士　（　）登録　第　号
	建築士事務所名	（　）建築士事務所　（　）知事登録　第　号
	所在地	〒 （電話番号　）
建築物環境配慮計画書作成者	フリガナ	
	氏　名	
	連絡先	〒 （電話番号　）

＊根拠法令等＊

建築物の名称及び所在地		フリガナ	
		名　　称	
		所 在 地	〒
建築物の概要	工 事 種 別	□新築　□増築　□改築	
	床面積の合計	提出該当部分 (㎡)	該当以外の部分 (㎡) 合　　計 (㎡)
	用 途 区 分	□事務所 □学校 □物販店 □飲食店 □集会所 □病院 □ホテル □工場 □住宅	
	構　　造		
	高さ及び階数	m （地上　　階 地下　　階）	
工事着手予定年月日		年　　月　　日	
工事完了予定年月日		年　　月　　日	
建築物に係る環境配慮措置の内容			
建築物に係る環境配慮措置の評価			
確認申請書提出年月日又は計画通知年月日		年　　月　　日	
受　付　番　号		第　　号	
備　　考			
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

(注)

1　※印のある欄は、記入しないこと。

2　該当する□にレ印を記入すること。

3　変更の場合にあっては、当該変更に係る事項についてのみ記入すること。

4　「受付番号」欄には、変更の場合に限り、当初の建築物環境配慮計画書の受付番号を記入すること。

＊根拠法令等＊

様式第２号

建築物工事完了届出書

年　月　日

静岡県知事
又　は　氏　名　様
市　町　長

住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県地球温暖化防止条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築主	フリガナ	
	氏　名 （名称及び代表者の氏名）	
	住　所 （主たる事務所の所在地）	〒 （電話番号　）
設　計　者	フリガナ	
	氏　名	
	資　格	（　）建築士　（　）登録　第　号
	建 築 士 事務所名	（　）建築士事務所　（　）知事登録　第　号
	所 在 地	〒 （電話番号　）
建築物環境配慮計画書作成者	フリガナ	
	氏　名	
	連 絡 先	〒 （電話番号　）

＊根拠法令等＊

建築物の名称及び所在地	フリガナ	
	名　　称	
	所 在 地	〒
受 付 番 号	第　　号	
工事完了年月日	年　　月　　日	
備　　考		
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄	

（注）

1　※印のある欄は、記入しないこと。

2　「受付番号」欄には、当初の建築物環境配慮計画書の受付番号を記入すること。

3　くらし・環境部環境配慮建築物表彰実施要領

くらし・環境部環境配慮建築物表彰実施要領

（目的）

第1条　環境効率の優れた建築物の整備比率の向上を図り、ふじのくに地球温暖化対策実行計画における建築物の省エネルギー化を推進し温室効果ガスの排出抑制に資する建築物の整備を促進するため、くらし・環境部環境配慮建築物表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　CASBEE静岡　静岡県地球温暖化防止条例（平成19年静岡県条例第31号。以下「条例」という。）第24条に基づき届出される建築物環境配慮計画書における建築物に係る環境配慮措置の評価をするために用いるツールをいう。

(2)　BEE　CASBEE静岡で評価する環境品質・性能（Q：Quality）のスコアを建築物の環境負荷（L：Load）のスコアで除した値である建築物の環境効率（Built Environment Efficiency）をいう。

(3)　CASBEEランク　CASBEE静岡の評価において、BEEの値に応じて、上位からS、A、B＋、Bー、C の5段階で与えられるランクをいう。

(4)　表彰対象期間　表彰を実施する日の属する年度の前年度の1月1日から表彰を実施する日の属する年度の12月31日までの期間をいう。

（表彰対象者）

第３条　条例第24条に基づき建築物環境配慮計画書の届出のあった建築物において、環境配慮措置が特に優れていると認められる建築物（以下「表彰対象建築物」という。）の建築主及び設計者（以下「表彰対象者」という。）とする。

（表彰の種別及び区分）

第4条　表彰の種別は、くらし・環境部長表彰とする。

2　表彰は、次の各号の区分による。

(1)　環境配慮建築物優秀賞　表彰対象建築物のCASBEEランクがSの表彰対象者（BEE上位の3件程度）

(2)　環境配慮建築物奨励賞　表彰対象建築物のCASBEEランクが前号以外のS又はAの表彰対象者

(3)　環境配慮建築物ふじのくに賞　表彰対象建築物の「重点項目への取組み度」のうち、2項目以上で4.0点以上の得点を獲得した表彰対象者

（表彰の方法）

第5条　表彰の方法は、表彰対象者に別表の区分に応じ、表彰状及び副賞又は表彰状を授与して行う。

（表彰対象建築物となるための条件）

第6条　表彰対象建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　BEEの値が 2.5 以上の建築物（ふじのくに賞を除く。）

(2)　表彰対象期間に工事が完了した建築物。ただし、民間の事業に係る建築物に限る。

(3) 条例第 25 条に定める建築物工事完了届出書の届出のあった建築物
(4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める検査済証が発行されている建築物
(5) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に定める省エネルギー基準に適合している建築物

(適用の除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する建築物は、表彰対象建築物から除く。
(1) 建築主が辞退した建築物
(2) 表彰を実施する年度に倒産した者、法令に違反した者、社会的に重大な影響を及ぼした事件・事故等を起こした者その他表彰するにふさわしくないと判断される者が建築主である建築物

2 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する設計者は、表彰対象者から除く。
(1) 表彰を辞退した者
(2) 表彰を実施する年度に倒産した者、法令に違反した者、社会的に重大な影響を及ぼした事件・事故等を起こした者その他表彰するにふさわしくないと判断される者

(評価の妥当性等の確認)

第８条 くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長(以下「課長」という。)は、表彰対象建築物について建築物環境配慮計画書(変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書がある場合は当該計画書)における評価の妥当性を確認する。

ただし、建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市の区域の表彰対象建築物については第4項の規定による。

2 前項の確認は、書面及び実地確認により行う。

3 前項の書面による確認は、建築主に様式第1号により照会し、様式第2号による回答をもって行う。

4 課長は、建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市の当該事務処理を所管する課長(以下、「所管課長」という。)に、前2条の規定及び第1項の評価の妥当性の確認並びにその結果について様式第3号による報告を依頼する。

(表彰対象者の決定)

第9条 前条第1項の評価の妥当性及び第4項の評価の妥当性等が確認された表彰対象建築物の表彰対象者について、くらし・環境部環境局環境政策課への合議を経て表彰対象者として決定する。

2 くらし・環境部長は、前項の決定について表彰対象者に様式第4号により通知するものとする。

(表彰対象者等の公表)

第10条 課長は、表彰対象者及び表彰対象建築物を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、建築安全推進課のホームページに掲載することにより行うものとする。

(表彰に関する事務)

第11条 表彰に関する事務は建築安全推進課において行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月１日から施行する。
この要領は、平成28年4月１日から施行する。
この要領は、平成29年11月１日から施行する。
この要領は、令和2年12月10日から施行する。

別表

賞の種類	建築主	設計者
環境配慮建築物優秀賞	◎	○
環境配慮建築物奨励賞	○	○
環境配慮建築物 ふじのくに賞	○	○
備　考	◎表彰状及び副賞　○表彰状 表彰の対象となる建築主、設計者が複数の場合、建築主については全ての者、設計者については元請となる建築士事務所の設計者を表彰するものとする。	

静岡県建築物環境配慮制度

建築物環境配慮計画書作成マニュアル 2016年版

平成29年3月　第1刷発行
令和元年7月　改訂
令和 2年2月　改訂
令和 2年12月　改訂

発行　静岡県
編集　静岡県くらし・環境部
　　建築住宅局建築安全推進課
　　建築確認検査室

〒420-8601
静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL　054-221-3075

この資料は、静岡県建築物環境配慮制度により、環境性能に優れた建築物の推進を図ることを目的として発行しています。

本資料は自由に印刷してかまいませんが、販売などの商行為の利用、内容の変更、図画等の2次利用を禁止します。

また、内容を転載するなどして利用したいときは、静岡県までお問い合わせ下さい。